

一般廃棄物処理基本計画

平成28年 3月

平 戸 市

一般廃棄物処理基本計画 目次

第1章 総 則

第1節 基本計画の策定について	1
1-1. 計画策定の趣旨	1
1-2. 計画対象区域	2
1-3. 計画目標年次	2
第2節 地域の概要	3
2-1. 位置と地勢	3
2-2. 沿 革	4
2-3. 人口動態	5
2-4. 産業の動向	9
2-5. 気 象	13
2-6. 土地利用状況	14

第2章 ごみ処理基本計画編

第1節 ごみ処理の現況	15
1-1. ごみ処理体制と分別区分	15
1-2. ごみ排出量と性状	20
1-3. ごみの排出抑制及び再生利用	24
1-4. 収集・運搬	25
1-5. 中間処理	27
1-6. 最終処分	29
1-7. ごみ排出量と再生利用量	31
1-8. ごみ処理の評価	33
1-9. ごみ処理の課題	34
第2節 ごみ処理基本計画	35
2-1. 計画の基本方針	35
2-2. 計画の目標	37
2-3. 目標を達成するための役割	40
2-4. 目標達成のための施策	41

2-5. ごみの分別区分 -----	44
2-6. 収集・運搬計画 -----	45
2-7. 中間処理計画 -----	49
2-8. 最終処分計画 -----	52
2-9. その他ごみ処理に関して必要な事項 -----	54

第3章 生活排水処理基本計画編

第1節 生活排水処理の現状-----	56
1-1. 生活排水処理の処理体系-----	56
1-2. 生活排水の処理形態別人口-----	58
1-3. 公共下水道及び集合処理施設等の状況-----	59
1-4. し尿・浄化槽汚泥処理の現状-----	60
第2節 生活排水処理基本計画-----	63
2-1. 生活排水処理計画-----	63
2-2. し尿・汚泥処理計画-----	68

資 料

第1章 総 則

第1節 基本計画の策定について

1-1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、平戸市（以下、「本市」という。）におけるごみ処理に関する計画を定めるものであり、一般廃棄物処理計画の長期計画に位置付けられる計画です。

本計画は、平成18年3月に循環型社会の構築に向けて、「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、4Rの推進、適正な処理・処分等をテーマに掲げてきました。本計画の策定から10年が経過しようとしているこの間の社会経済情勢や一般廃棄物の処理に関する状況の変化を踏まえ、循環型社会構築の更なる推進のため、一般廃棄物処理に関する計画の見直しを行うものです。

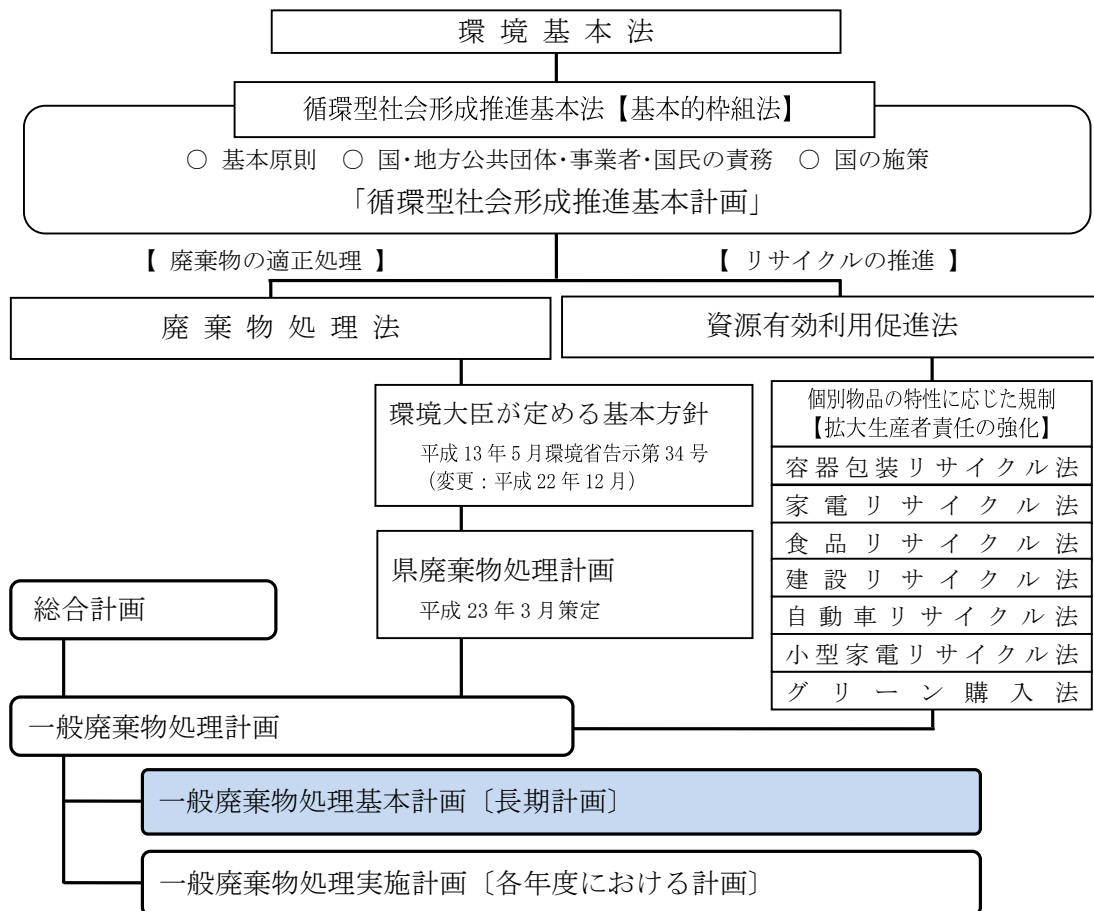


図 1-1-1 廃棄物処理に関する関係法令と計画

1-2. 計画対象区域

本計画は、本市の行政区域を計画対象区域とします。

1-3. 計画目標年次

本計画の対象期間は平成28年度から平成42年度までの15年間とし、平成42年度を計画目標年次とします。なお、本計画は概ね5年ごとに必要に応じて改定するとともに、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合にも見直しを行います。

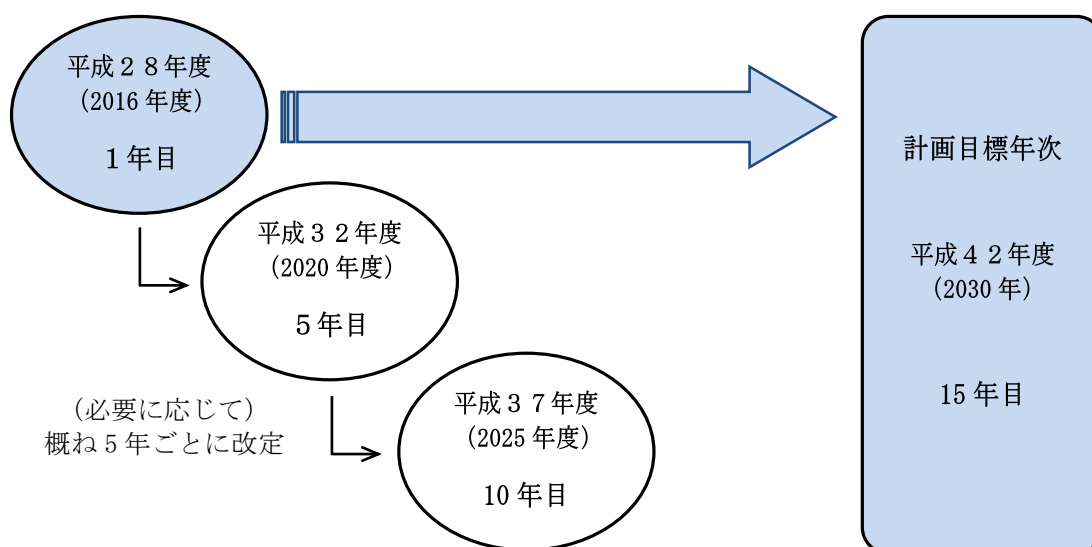


図 1-1-2 計画目標年次

第2節 地域の概要

2-1. 位置と地勢

本市は、平戸瀬戸を隔てて南北に細長く横たわっている平戸島と生月島、的山大島等の有人島及び九州本土北部の沿岸部と周辺の多数の島々から構成されています。地勢は平坦地に乏しく、いたるところに山岳丘陵が起伏し、海岸線は各所に半島、岬が突出し自然美をかもしだしています。主な山岳は安満岳、鯛の鼻、屏風岳などがあり、その山系は概ね二郡にわたっています。

交通体系は、平戸島の南北を縦断する国道 383 号のほか、佐賀県西北部を経て本市に至る国道 204 号が佐世保市方面へと走り、これに並行して松浦鉄道が走っています。

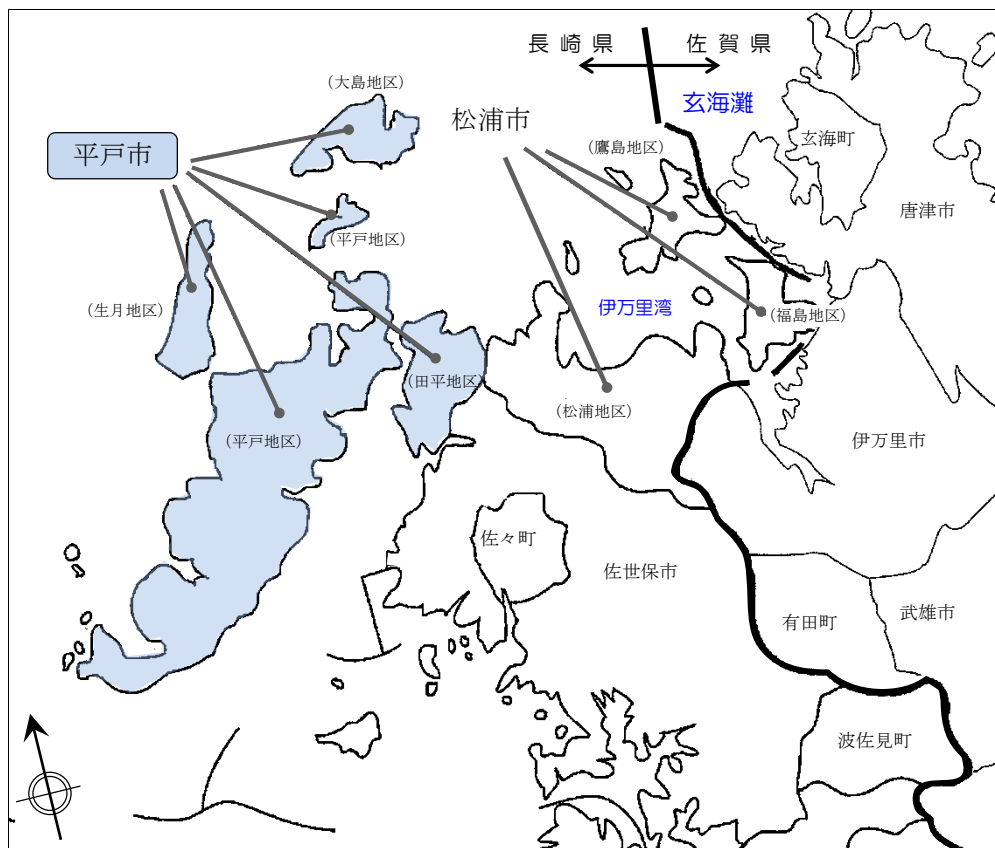


図 1-2-1 位置図

2-2. 沿 革

本市における沿革をつぎに示します。

表 1-2-1 市の沿革

年 月	沿 革
明治22年 4月	町村制施行により、北松浦郡平戸町、平戸村、中野村、獅子村、紐差村、中津良村、津吉村、志々伎村、田平村、南田平村、生月村、大島村が発足する
大正14年 4月	平戸町と平戸村が合併して、町制施行により平戸町となる
昭和15年 4月	生月村が町制施行により生月町となる
昭和29年 4月	田平村、南田平村が合併して、町制施行により田平町となる
昭和30年 1月	平戸町、中野村、獅子村、紐差村、中津良村、津吉村、志々伎村が合併して、市制施行により平戸市となる
平成11年 6月	平戸市、松浦市、生月町、田平町、福島町にて北松北部環境組合を設立
平成17年 10月	市町村の廃置分合により平戸市、生月町、田平町、大島村が合併し、平戸市となる

2-3. 人口動態

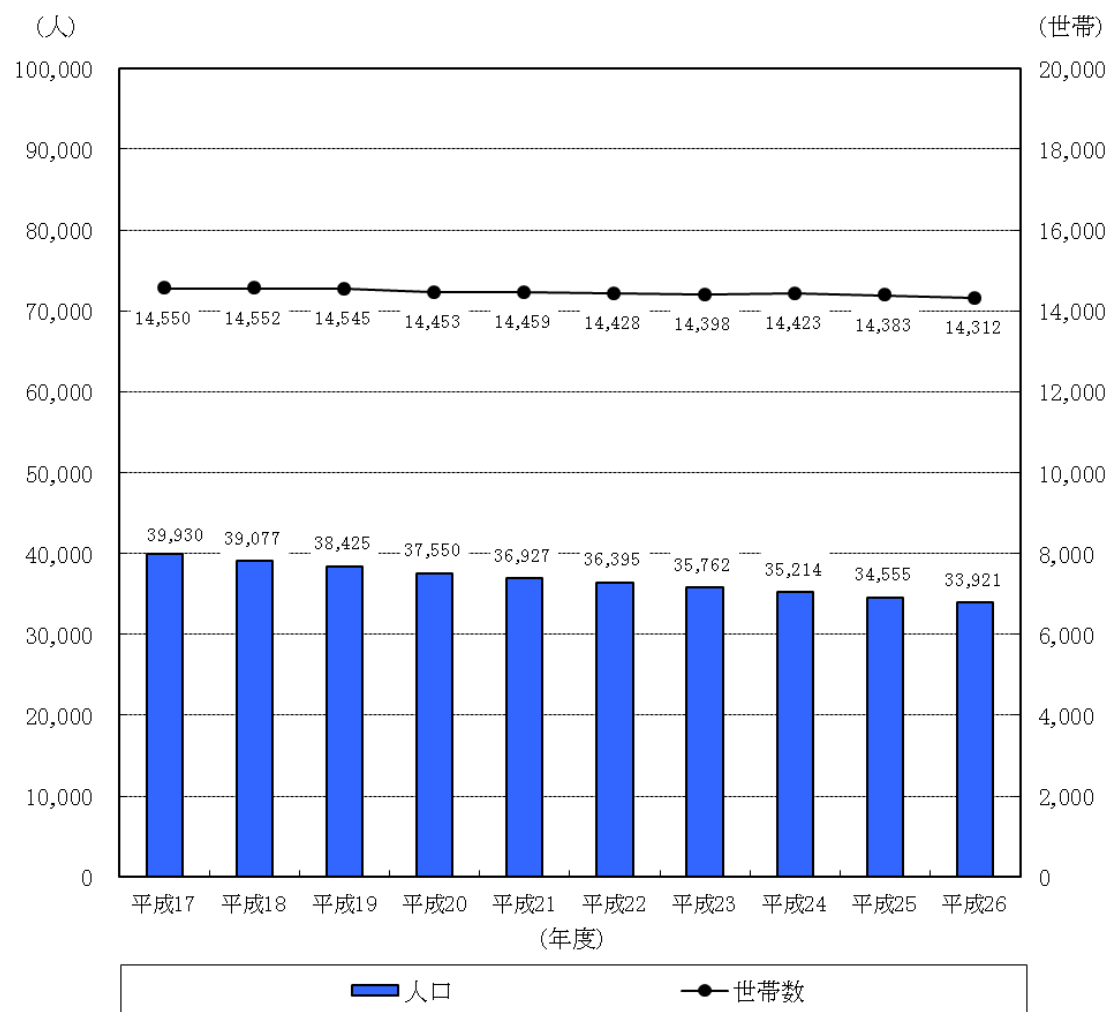
1) 人口と世帯数の推移

本市における人口は 33,921 人、世帯数は 14,312 世帯(平成 26 年 10 月 1 日現在)であり、人口は減少傾向にあります。

表 1-2-2 人口と世帯数

年度	人口	世帯数
平成17	39,930	14,550
平成18	39,077	14,552
平成19	38,425	14,545
平成20	37,550	14,453
平成21	36,927	14,459
平成22	36,395	14,428
平成23	35,762	14,398
平成24	35,214	14,423
平成25	34,555	14,383
平成26	33,921	14,312

資料：住民基本台帳(各年度 10 月 1 日)



資料：住民基本台帳(各年度10月1日)

図1-2-2 人口と世帯数の推移

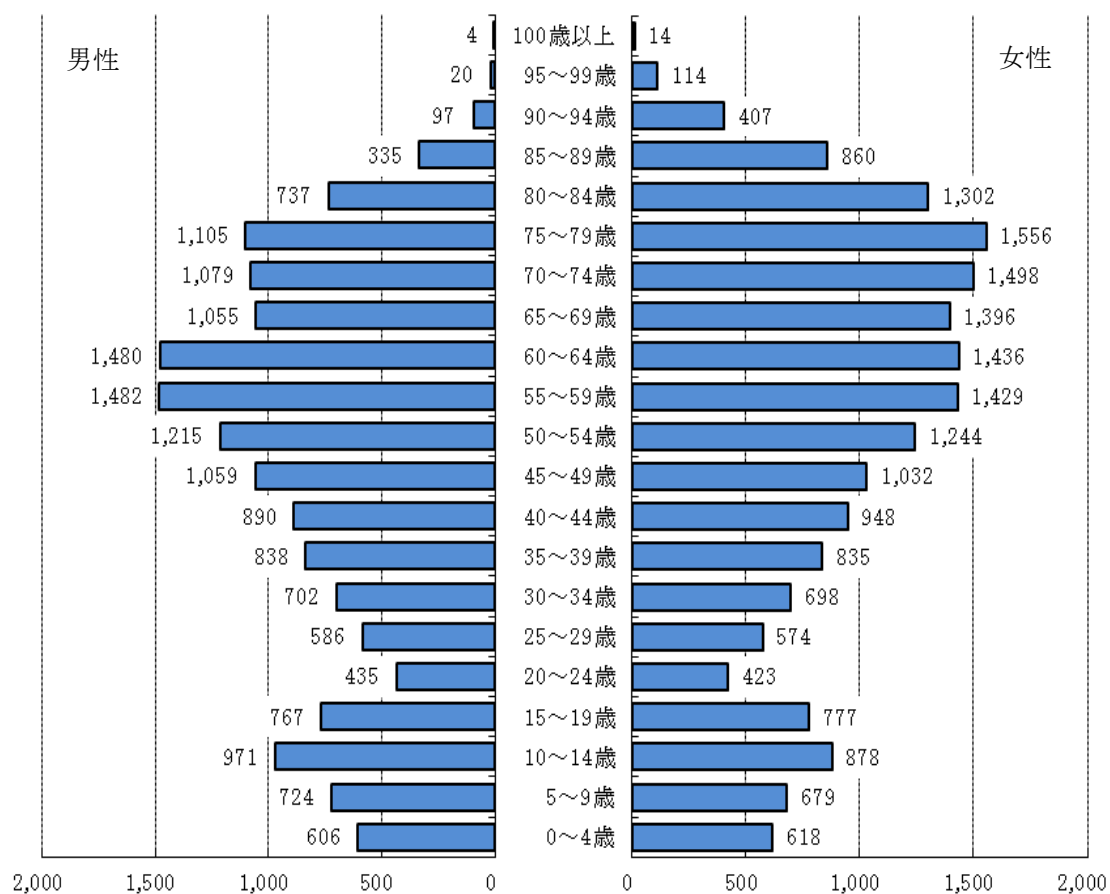
2) 年齢別及び性別構成

年齢構成は、年少人口が 4,476 人 (13%)、生産年齢人口は 18,850 人 (54%)、老年人口 11,579 人 (33%) となっています。

表 1-2-3 人口の年齢構成

年齢区分	男	女	計
0～4歳	606	618	1,224
5～9歳	724	679	1,403
10～14歳	971	878	1,849
15～19歳	767	777	1,544
20～24歳	435	423	858
25～29歳	586	574	1,160
30～34歳	702	698	1,400
35～39歳	838	835	1,673
40～44歳	890	948	1,838
45～49歳	1,059	1,032	2,091
50～54歳	1,215	1,244	2,459
55～59歳	1,482	1,429	2,911
60～64歳	1,480	1,436	2,916
65～69歳	1,055	1,396	2,451
70～74歳	1,079	1,498	2,577
75～79歳	1,105	1,556	2,661
80～84歳	737	1,302	2,039
85～89歳	335	860	1,195
90～94歳	97	407	504
95～99歳	20	114	134
100歳以上	4	14	18
15歳未満	2,301	2,175	4,476
15～64歳	9,454	9,396	18,850
65歳以上	4,432	7,147	11,579
総 数	16,187	18,718	34,905

資料：平成 22 年国勢調査(総務省統計局)



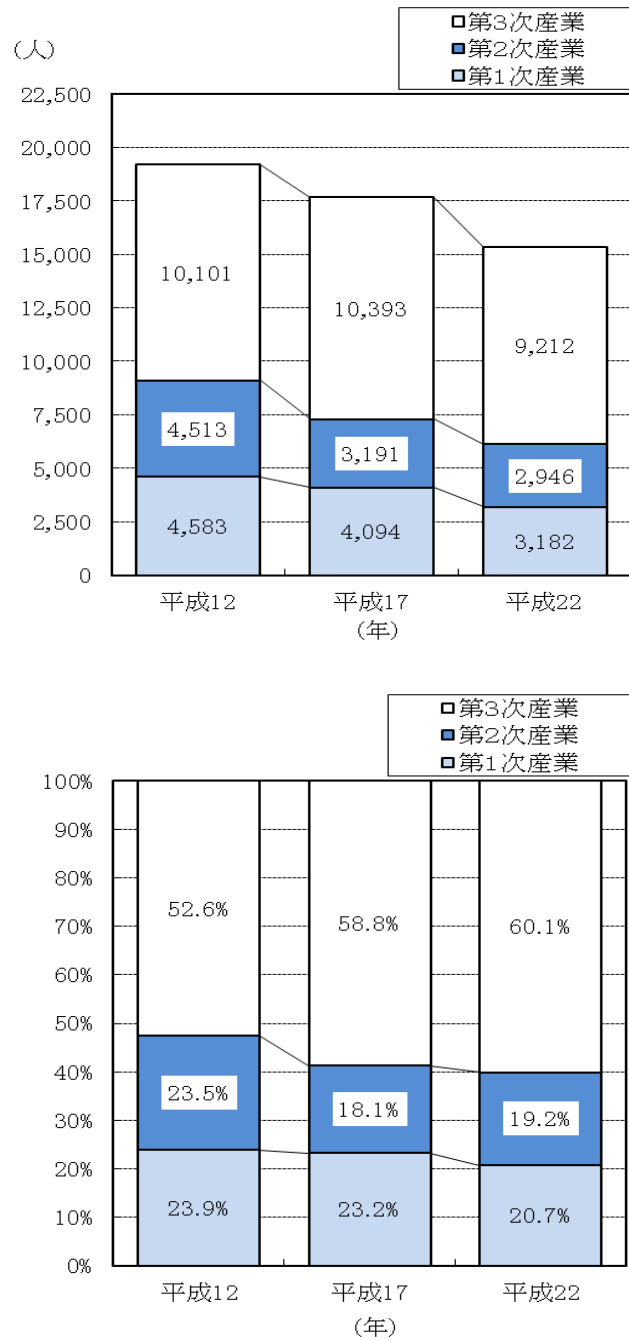
資料：平成22年国勢調査(総務省統計局)

図1-2-3 人口の年齢構成

2-4. 産業の動向

1) 産業別就業人口

就業者数は全体的に減少傾向を示しており、いずれの産業も就業者数が減少傾向にあります。構成比では、第3次産業の割合が増加し、第1次産業の割合が減少しています。



資料：国勢調査(総務省統計局)

図 1-2-4 産業別就業人口[分類不能を除く]

2) 産業別事業所数及び従業者数

事業所数は卸売業及び小売業が最も多く、つぎに建設業、宿泊業及び飲食サービス業となっています。従業者数は卸売業及び小売業が最も多く、つぎに医療及び福祉、建設業となっています。

表 1-2-4 産業別事業所数及び従業者数

	事業所数 (所)	従業者数 (人)
農林漁業	33	470
鉱業、採石業、砂利採取業	1	16
建設業	224	1,281
製造業	124	1,189
電気・ガス・熱供給・水道業	8	72
情報通信業	11	30
運輸業、郵便業	51	883
卸売業、小売業	608	2,667
金融業、保険業	21	185
不動産業、物品賃貸業	52	112
学術研究、専門・技術サービス業	38	156
宿泊業、飲食サービス業	203	1,172
生活関連サービス業、娯楽業	187	455
教育、学習支援業	88	744
医療、福祉	108	2,177
複合サービス事業	47	287
サービス業(他に分類されないもの)	149	546
公務(他に分類されるものを除く)	38	545
合 計	1,991	12,987

資料：平成 25 年長崎県統計年鑑（経済センサス基礎調査）

3) 産業別の動向

(1) 農 業

主要農産物等は、水稻、いちご、アスパラガス、ばれいしょ、葉たばこ、たまねぎ、みかん、メロン、肉用牛、豚、にわとり、菌床シイタケなどがあります。恵まれた自然環境の中で、いちごやアスパラガスなどのハウス栽培にも力が入れられ、生産の安定化、産地のブランド化も進められています。また、菌床シイタケの栽培も盛んで、県内はもとより関西地方などにも出荷されています。

表 1-2-5 経営耕地面積

総面積	経営耕地面積(a)		
	田	畑	樹園地
201,519	145,216	54,561	1,742

資料：平成 25 年長崎県統計年鑑（世界農林業センサス）

(2) 林 業

人工林の多くは、間伐を必要とする林齢であるため、適正な森林施業が急務となっています。また、近年の木材価格の低下や生産コストの増大、外材の輸入増加など林業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

表 1-2-6 民有林面積

総面積	民有林面積(ha)			
	人工林	天然林	竹林	無立木地
12,385	3,996	7,145	249	995

資料：平成 25 年長崎県統計年鑑（長崎県の森林・林業統計）

(3) 漁 業

対馬暖流と数多くの島や複雑な海岸地形がもたらす潮流の影響により、九州でも屈指の好漁場が形成され、アジ・サバ・ブリ・イカ類などの回遊が見られるほか、マダイ・イサキ・ヒラメや磯根資源のアワビ・ウニなど数多くの魚介類に恵まれています。

表 1-2-7 海面漁業経営体数及び漁獲量

海面漁業	
経営体数 (経営体)	漁獲量 (t)
786	43,167

資料：平成 25 年長崎県統計年鑑（漁業センサス）

(4) 工 業

従業者数や製造品出荷額は減少しており、地域の特性や技術と産業資源を活用した商品開発等による中小企業の活性化を図るとともに、創造的中小企業を育成するための研究開発から事業化まで、効率的・効果的な支援システムの構築が求められています。

表 1-2-8 年間製造品出荷額等

製造業(従業者4人以上の事業所)		
事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)	年間製造品出荷額等 (百万円)
83	1,056	7,938

資料：平成 25 年長崎県統計年鑑（長崎県の工業）

(5) 商 業

市内には大型店舗がなく個人営業が約 70%を占めており、日用品や食料品などは大半が市内で消費するものの、衣料や耐久消費材などは約 3 割の市民が市外で買い物をしています。

表 1-2-9 卸売業及び小売業の事業所数、従業員数、年間商品販売額

卸 売 業			小 売 業		
事業所数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
55	342	13,054	563	1,992	23,902

資料：平成 25 年長崎県統計年鑑（長崎県の商業）

(6) 観 光

入り組んだ海岸線など美しく豊かな自然に恵まれた観光資源や古くから日本で最初となる海外との交流により栄え、当時の歴史を感じさせる史跡も数多く有しているため、観光客も多く訪れています。

表 1-2-10 観光客数

総数	延べ数（人）		総数	実数（人）		
	日帰り客数	宿泊客延滞在数		地元客	県内客数	県外客数
1,951,612	1,324,491	627,121	1,575,339	63,044	647,913	864,382

資料：平成 25 年長崎県統計年鑑（県観光振興課調）

2-5. 気 象

平戸測候所での平成 17 年～平成 26 年における年平均気温は摂氏 16.3 度であり、比較的温暖な気候です。年間降水量は、概ね 1,500mm～2,600mm を推移しており、平成 17 年～平成 26 年における年間平均降水量は約 2,100 mmとなっています。

表 1-2-11 気象の経年変化

観測所：平戸測候所

平成年	気温（℃）					降水量（mm）		
	平均			最高	最低	合計	日最大	1 時間 最 大
	日平均	日最高	日最低					
17	16.2	19.4	13.3	32.6	-1.6	1,496.5	83.0	54.0
18	16.4	19.4	13.8	33.2	0.1	2,559.0	194.0	70.5
19	17.1	20.4	14.2	34.5	-1.1	1,469.0	133.0	35.5
20	16.4	19.5	13.6	33.0	0.6	1,971.5	154.5	57.5
21	16.3	19.4	13.6	31.4	-1.2	2,026.5	191.5	51.0
22	16.4	19.5	13.5	33.6	-0.7	2,339.0	181.5	50.0
23	16.0	19.0	13.3	34.6	-2.8	2,498.5	365.5	114.5
24	15.9	18.8	13.3	34.2	-2.2	2,567.0	207.0	72.0
25	16.5	19.6	13.7	34.2	-2.2	2,164.0	256.0	69.5
26	16.1	19.2	13.4	31.7	0.6	2,345.0	173.0	79.5
平 均	16.3	19.4	13.6	33.3	-1.1	2,143.6	193.9	65.4

資料：気象庁『電子閲覧室』気象庁ホームページ

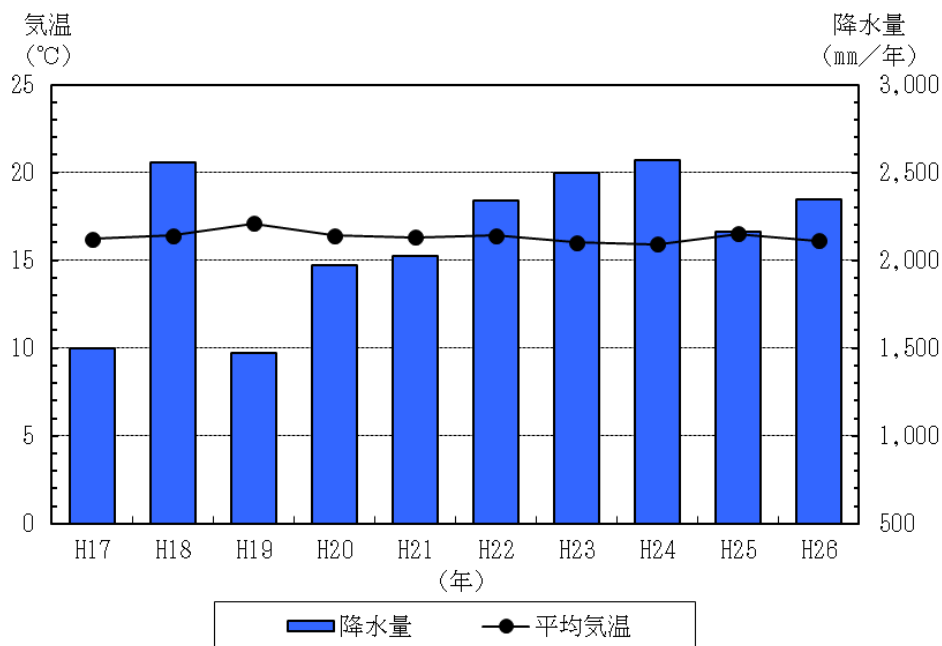


図 1-2-5 気象の経年変化

2-6. 土地利用状況

本市における、土地利用状況をつぎに示します。

表 1-2-12 土地利用状況

総面積	民有地面積 (ha)						
	農用地面積		宅地	山林	原野	池沼	その他
	田	畑					
13,081	2,743	2,164	729	5,479	1,676	7	283

資料：平成 25 年長崎県統計年鑑（県地域振興課調）

第2章 ごみ処理基本計画編

第1節 ごみ処理の現況

1-1. ごみ処理体制と分別区分

1) ごみ処理の実施主体

現在、平戸・生月・田平地区におけるごみ処理については、収集・運搬を本市で実施しており、中間処理は北松北部環境組合、最終処分は本市で実施しています。

また、大島地区では、収集・運搬、中間処理、最終処分を本市で実施しています。

表 2-1-1 ごみ処理体制

	収集・運搬	中間処理	最終処分
平戸・生月・田平地区	平戸市	北松北部環境組合	平戸市
大島地区	平戸市	平戸市	平戸市

2) ごみの分別区分

収集しているごみの分別区分は、つぎに示すように分類されます。

表 2-1-2 ごみの分別区分〔平戸・生月・田平地区〕

ごみの分別区分	ごみの種類と品目	
もえるごみ	紙類	紙おむつ、生理用品、ティッシュ、雑誌、包装、紙、化粧箱、チラシなど
	木くず類	板きれ、枯木、草花など
	布類	古着、雑巾、カーペット（袋に入るもの）、バスマット、シートカバーなど
	プラスチック・ビニール類	おもちゃ、バケツ、クロスなど
	革製品類	革靴、バックなど
	その他	CDまたはDVD、リサイクルできないペットボトル
その他不燃ごみ	鉄くず、鋳物、ブリキ	おもちゃ、フライパン、ホッチキス、ねじなどの部品、ドリンク剤のふた、菓子缶、缶詰、サラダオイルの缶、お茶缶、ミルク缶、一斗缶、バケツ、花瓶など、厚さ3ミリ以下の金属類・割れていない焼き物など
	ステンレス・アルミ	なべ、やかん、たまじゃくし、スプーン、アルミホイルなど
	その他	カサ、ハンガー（針金）、とうろう、小型家電（家電4品目とパソコンを除く）、コップ類、板ガラス、ガラス製品（びんを除く）など
資源ごみ	飲料用のかん	ジュース類、スポーツドリンク、ビール類、酎ハイなど
	びん類	ビール・ワイン類、ウイスキー・ジン類、酒・焼酎類のびん、梅酒びん、ジュースびん、コーヒーびん、栄養ドリンクびん、漬物用びん（1.80以下のもの）、調味料びん（みりん、醤油、酢など）、海苔びん、蜂蜜びん、ジャムびんなど
	ペットボトル	炭酸飲料、果汁飲料、ウーロン茶などのお茶類、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、日本酒、焼酎、ウイスキー、みりん、しょう油などのリサイクルマークがついたペットボトルなど
粗大ごみ	タンス、じゅうたん、ふとん、机、イス、自転車、ベッド、ソファなど	
生ごみ	野菜くず・果物くず、肉類・肉加工品、魚（頭・骨・内臓）、卵の殻、ご飯の残り・パン・餅、麺類、揚げ物、菓子類、漬物、ぬか床、酒粕など	
危険物	一升瓶・陶器類	割れたガラス・びん、割れた食器など
	刃物	包丁、カミソリ、はさみ、カッターなど
	スプレー缶類	スプレー缶、卓上ガスボンベ（カセットコンロ用）など
	その他	乾電池、電球、蛍光灯、グローランプ、ドライバー、体温計など

表 2-1-3 ごみの分別区分〔大島地区〕

ごみの分別区分	ごみの種類と品目	
もえるごみ	紙類	紙おむつ、生理用品、ティッシュ、雑誌、包装、紙、化粧箱、チラシなど
	木くず類	板きれ、枯木、草花など
	布類	古着、雑巾、カーペット（袋に入るもの）、バスマット、シートカバーなど
	プラスチック・ビニール類	おもちゃ、パケツ、クロスなど
	革製品類	革靴、バックなど
資源ごみ	空きカン類	〔アルミ缶・スチール缶〕 ジュース缶、ビール缶
	びん類	ビール・ワイン類、ウィスキー・ジン類、酒・焼酎類のびん、化粧品びん、ガラス花瓶・コップ類、醤油・酢などの小びん、コーヒー・ジャムのびんなど
その他不燃ごみ	鉄くず、鋳物、ブリキ	おもちゃ、フライパン、ホッチキス、ねじなどの部品、ドリンク剤のふた、菓子缶、缶詰、サラダオイルの缶、お茶缶など、厚さ3ミリ以下の金属類・割れていない焼き物・ガラス製品（びんを除く）など
	ステンレス・アルミ	なべ、やかん、たまじゃくし、スプーン、アルミホイルなど
	その他	電化製品の内、袋に入るもの（家電4品目とパソコンを除く）
有害ごみ	一升瓶・陶器類	割れたガラス、割れた食器など、古新聞などで包んでマジックなどで内容物を記入してください。
	刃物	包丁、カミソリ、はさみなどは、古新聞などに包んでマジックなどで内容物を記入する
	スプレー缶類	スプレー缶、ガスボンベ（カセットコンロ用）などは、使い切ってから穴を開けてください。
	その他	乾電池、電球、蛍光灯、体温計など（小さいものは、袋などにまとめて出す）
粗大ごみ	タンス、じゅうたん、ふとん、机、イス、自転車、扇風機、ベッド、ソファなど	

3) ごみ処理体制と処理フロー

(1) 平戸・生月・田平地区

平戸・生月・田平地区における収集されたごみ、または一般家庭や事業所等から持ち込まれたごみは、北松北部環境組合のごみ処理施設、もしくはリサイクル施設で適正に処理しています。なお、生ごみについては、北松北部環境組合の汚泥再生処理施設で堆肥化し、再資源化しています。

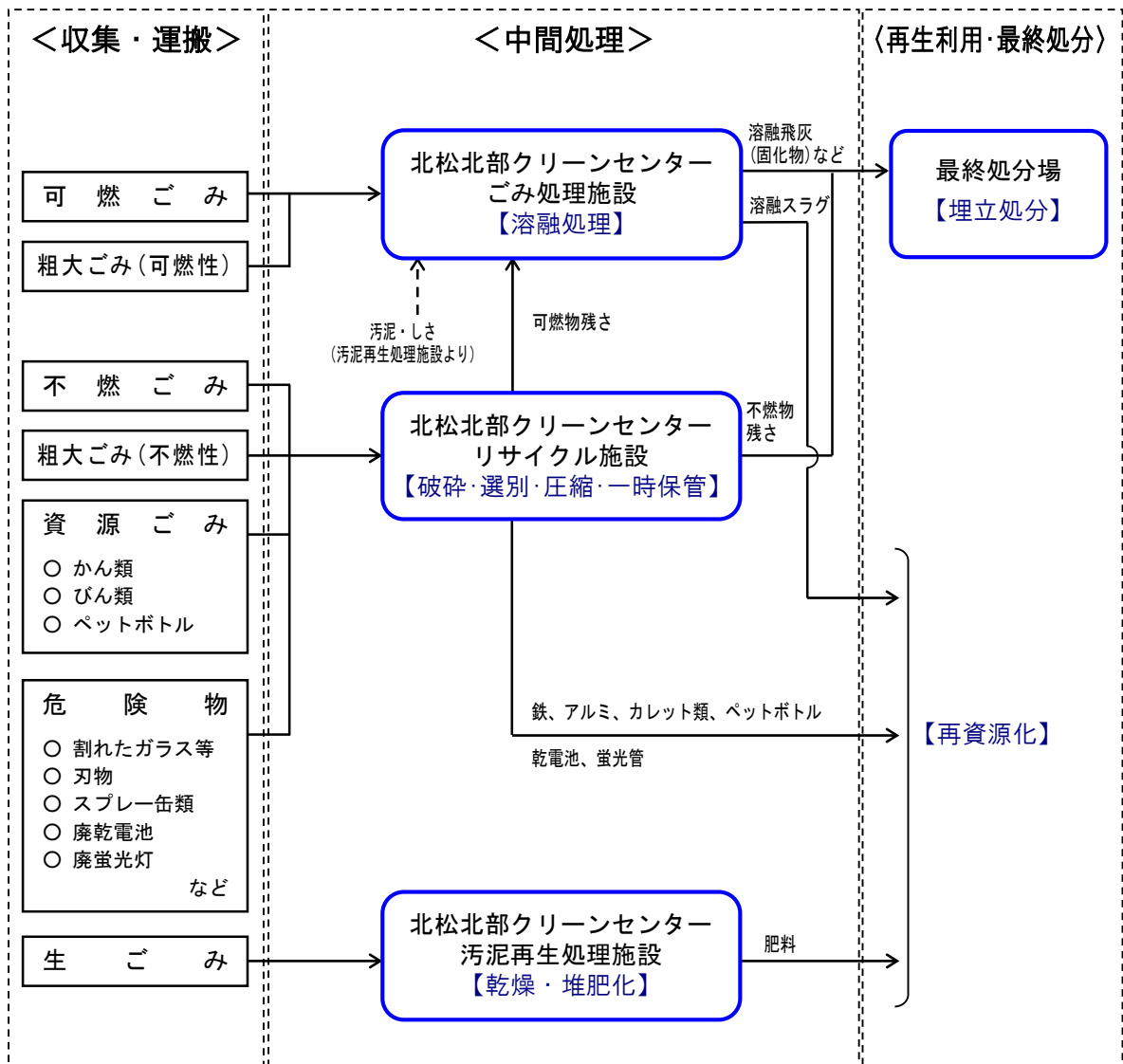


図 2-1-1 ごみ処理フロー [平戸・生月・田平地区]

(2) 大島地区

大島地区における収集されたごみ、または一般家庭や事業所等から持ち込まれたごみは、島内に設置されたごみ処理施設及び最終処分場で適正に処理・処分を行っています。

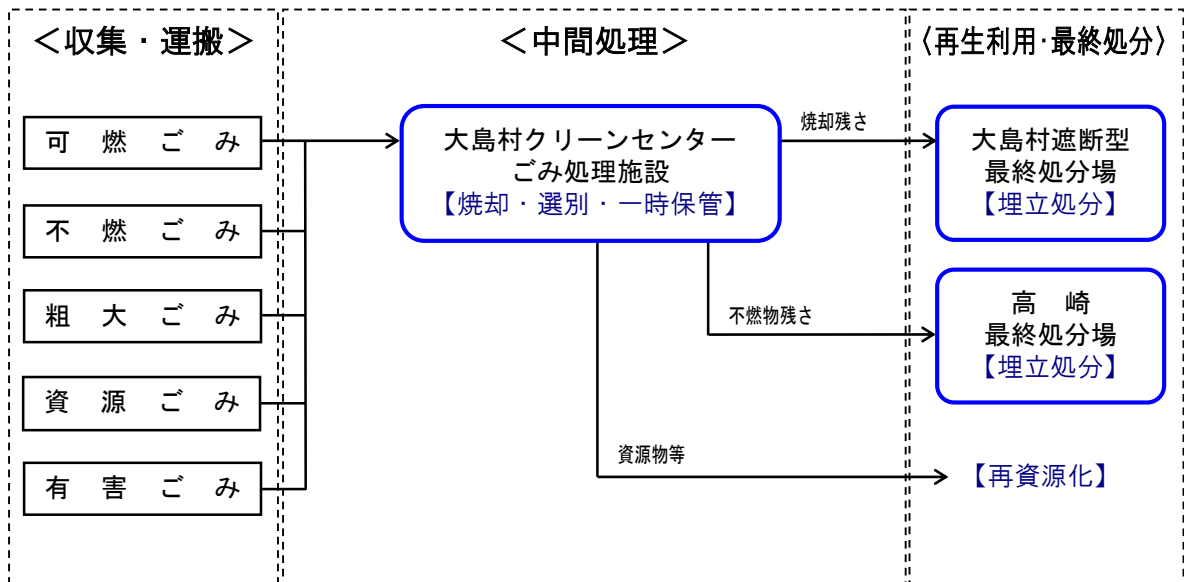


図 2-1-2 ごみ処理フロー [大島地区]

1-2. ごみ排出量と性状

1) ごみ排出量の推移

(1) 排出別におけるごみ排出量の推移

ごみ排出量の8割以上は、主に家庭から排出される家庭系ごみとなっています。ごみ排出量の推移は、家庭系ごみ及び事業系ごみ（主に事業所から排出されるごみ）とも、増減をしながらもほぼ横ばいで推移しています。

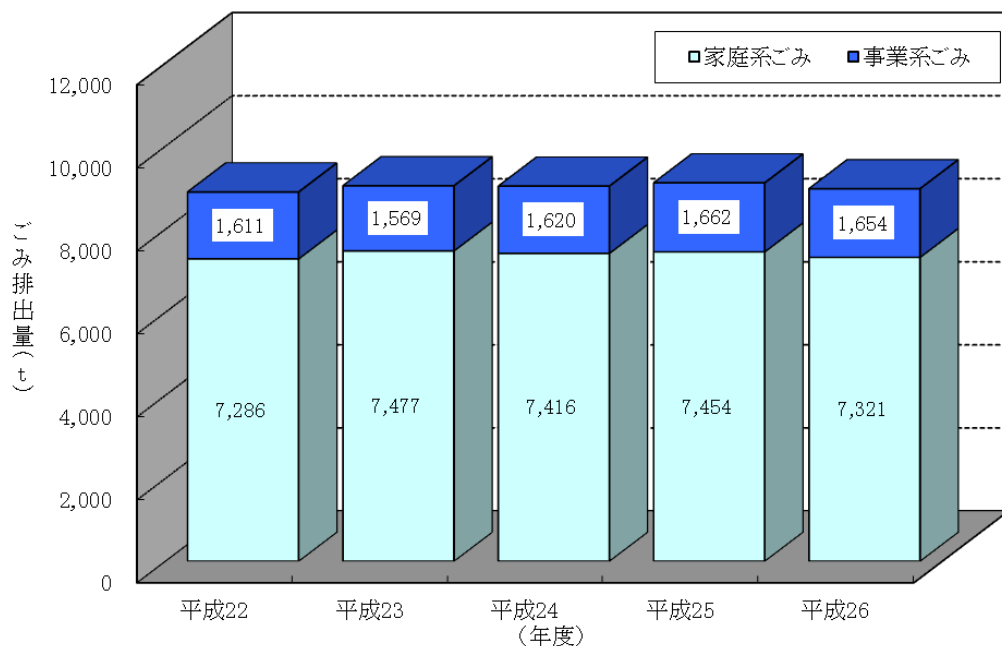


図 2-1-3 排出別におけるごみ排出量の推移

表 2-1-4 排出別におけるごみ排出量

(単位：t)

			年 度				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
平戸市全域			8,896	9,046	9,036	9,116	8,975
		家庭系ごみ	7,286	7,477	7,416	7,454	7,321
		事業系ごみ	1,611	1,569	1,620	1,662	1,654
内 訳	平戸・生月・田平地区		8,492	8,656	8,681	8,747	8,648
		家庭系ごみ	6,914	7,119	7,090	7,114	7,022
		事業系ごみ	1,577	1,536	1,591	1,633	1,626
	大島地区		405	391	355	369	327
		家庭系ごみ	371	358	326	340	299
		事業系ごみ	34	33	29	29	28

※) 少数以下による数値の四捨五入により、合計が異なる場合があります。

出典：市及び組合資料

(2) 1人1日当たりのごみ排出量の推移

1人1日当たりのごみ排出量※は、全国及び県平均値より低いものの、平成22年度以降から増加傾向を示しており、地域全体における平成26年度の1人1日当たりのごみ排出量は796g/人・日となっています。

※) 1人1日当たりのごみ排出量=(ごみ発生量(集団回収量を含む))÷(処理人口)÷365日

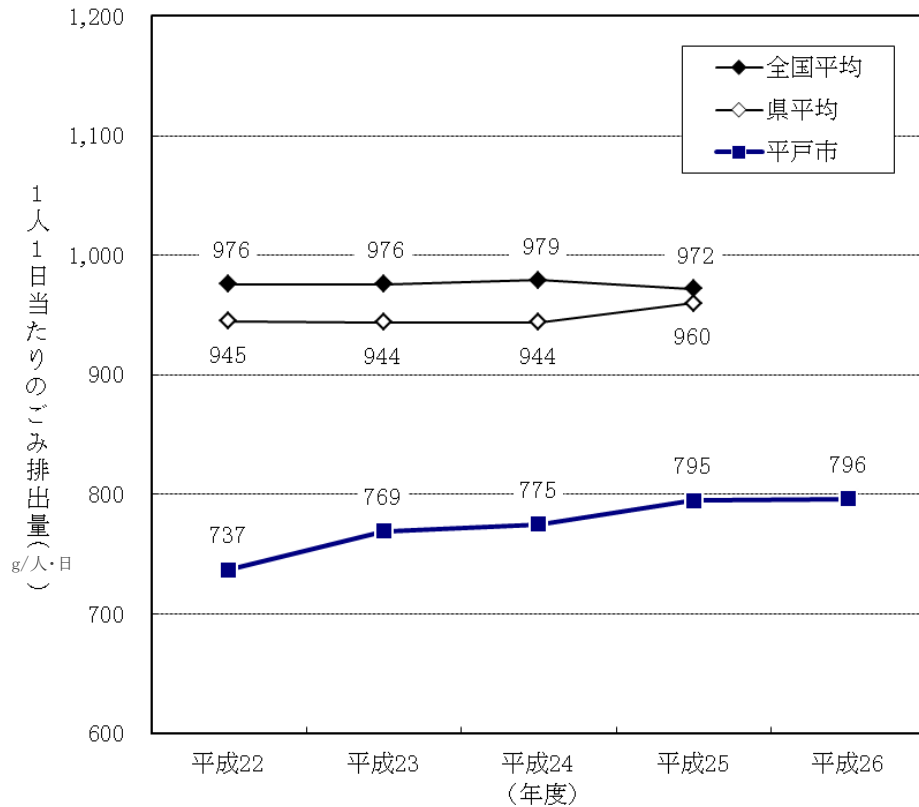


図 2-1-4 1人1日当たりごみ排出量の推移

表 2-1-5 排出別におけるごみ排出量

		単位	年 度				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
平戸市	1人1日当たり排出量	g/人・日	737	769	775	795	796
	処理人口	人	36,395	35,762	35,214	34,555	33,921
	ごみ発生量	t	9,794	10,038	9,968	10,031	9,851
全国平均	1人1日当たり排出量	g/人・日	976	976	979	972	—
県平均	1人1日当たり排出量	g/人・日	945	944	944	960	—

※) 少数以下による数値の四捨五入により、合計が異なる場合があります。

出典：市及び組合資料、一般廃棄物実態調査（環境省）

2) ごみの性状

北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）にて定期的の実施している、焼却対象ごみのごみ質調査結果をつぎに示します。

表 2-1-6 焼却対象ごみのごみ質

項 目		%	平均値	最大値	最小値	年度別（平均値）				
						平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
水 分		%	47.0	57.6	27.7	43.7	43.3	47.3	49.5	51.6
可燃分		%	45.7	64.5	36.1	48.9	48.7	43.4	44.6	43.0
灰 分		%	7.2	12.6	4.9	7.4	8.0	9.2	5.9	5.5
低位発熱量（実測値）		kJ/kg (kcal/kg)	8,500 (2,030)	13,770 (3,290)	5,690 (1,360)	8,620 (2,060)	9,630 (2,300)	8,330 (1,990)	8,250 (1,970)	7,620 (1,820)
単位体積重量		kg/m ³	204	270	123	201	193	188	219	218
こ み の 組 成 分 析	紙、布類	%	56.2	71.7	30.0	65.6	52.8	49.1	56.0	56.7
	ビニール、合成樹脂、皮革類	%	19.5	28.8	12.9	16.1	22.9	21.1	19.7	17.9
	木、竹、わら類	%	6.3	20.1	1.5	5.0	7.5	6.0	6.5	6.3
	厨芥類	%	11.8	27.0	3.9	8.3	9.7	13.6	13.3	14.1
	不燃物類	%	2.5	9.6	0.3	2.4	3.1	4.9	1.1	1.0
	その他	%	3.9	12.7	0.3	2.6	4.1	5.2	3.5	3.9

資料：ごみ質分析調査結果報告書

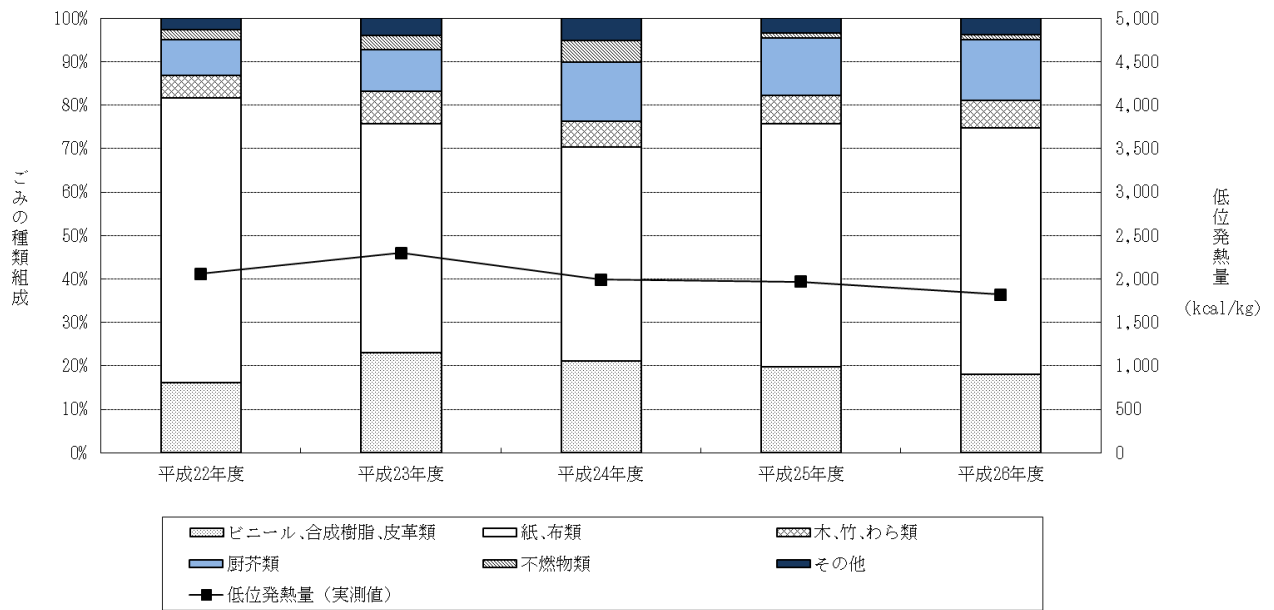


図 2-1-5 ごみの種類組成と低位発熱量の推移

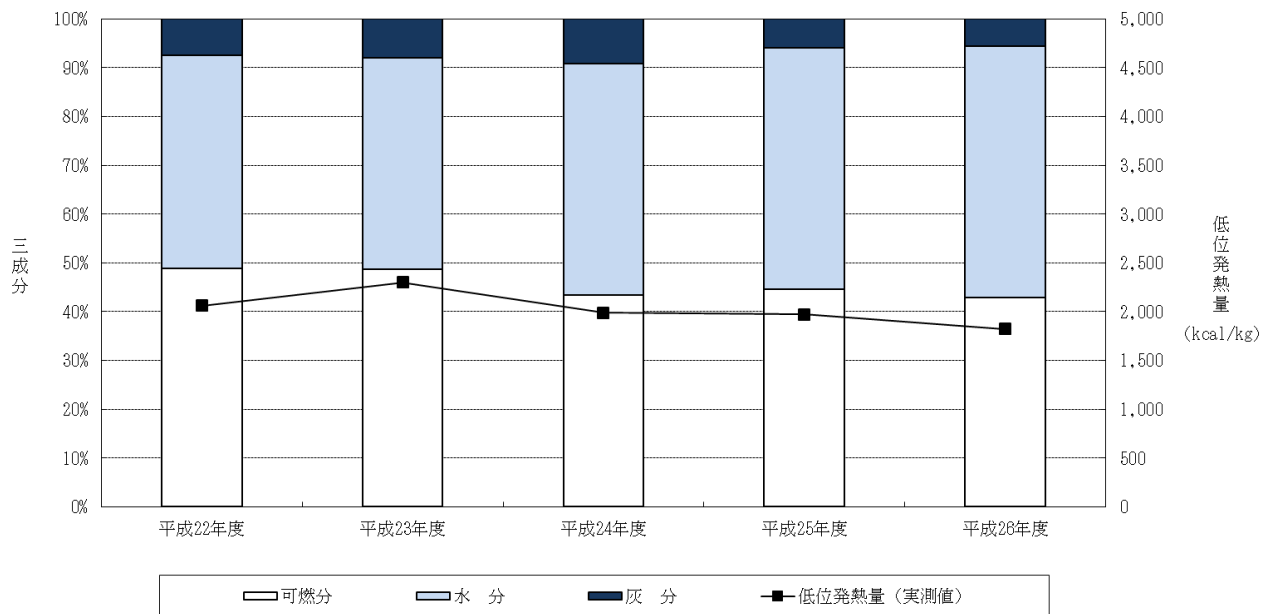


図 2-1-6 ごみの三成分と低位発熱量の推移

1-3. ごみの排出抑制及び再生利用

1) ごみの分別収集

本市（平戸・生月・田平地区）では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、生ごみ、危険物の6分別で収集を行っており、大島地区では、生ごみを除く5分別で収集を行っています。なお、資源ごみについては、飲料用のかん、びん類、ペットボトルの区分にて分別収集を行っています。

2) 有料化

ごみ減量化や分別を促進するため、家庭系ごみについては分別ごとの指定袋と粗大ごみシールにより、ごみ処理の有料化を実施しています。また、直接搬入される家庭系ごみや事業系ごみについては、従量制によりごみ処理手数料を徴収しています。

3) 生ごみ堆肥化の推進

本市（平戸・生月・田平地区）では、平成17年度から可燃ごみのうち生ごみを分別収集し、生ごみの堆肥化処理を推進しています。生産された堆肥は地域住民へ有料販売しています。

4) マイバッグ運動、レジ袋対策

家庭から排出されるごみを削減するため、マイバッグ運動を推進し、商工会議所や各商業店舗、その他関係事業者団体、消費者団体等と協働してレジ袋削減を推進しています。

5) 資源回収（集団回収）に対する助成

自治会、婦人会、PTA、老人会、子ども会などの地域団体が中心となって、地域の各家庭から排出される紙類、布類、リターナブルびんなどの資源物を集め、再生利用を推進する活動を奨励しています。また、地域団体が資源ごみの管理を行うことで分別が徹底され、地域の自主的な回収によって、地域における再生利用に対する意識を高める効果が期待されることから、これら集団回収を行っている地域団体（登録制）に対して交付金を交付し、集団回収の活性化の促進を図っています。

6) 環境教育、普及啓発

一般住民や小学生を対象としたごみ処理施設の見学、出前講座や説明会等を通じて環境教育を実施し、ごみの減量化や再資源化、再利用に対する意識を高めるための活動を実施しています。

1-4. 収集・運搬

1) 収集頻度、排出方法等

一般家庭から排出されるごみの収集・運搬は、つぎに示すとおり実施しています。

表 2-1-7 収集方法 [平戸・生月・田平地区]

		収集頻度	排出場所	排出方法	収集形態
もえるごみ		2～3 回/週	ステーション	指定袋	委託
資源ごみ	飲料用のかん専用	1 回/週、 または 1 回/2 週	ステーション	指定袋	委託
	びん類	1 回/週、 または 1～2 回/月	ステーション	指定袋	委託
	ペットボトル専用	1 回/週、 または 2 回/月	ステーション	指定袋	委託
危険物		1 回/週、 または 1～2 回/月	ステーション	指定袋	委託
その他不燃ごみ		1 回/週、 または 2 回/月	ステーション	指定袋	委託
粗大ごみ		随時(一部地区は 1 回/週、または 1 回/月)	個別収集(一部地区は、ステーション)	申込み制、シール	許可(一部地区は、委託)
生ごみ		2～3 回/週	ステーション	指定袋	委託

表 2-1-8 収集方法 [大島地区]

		収集頻度	排出場所	排出方法	収集形態
もえるもの		2 回/週	ステーション	指定袋	委託
資源ごみ		2 回/月	ステーション	指定袋	委託
その他不燃ごみ		2 回/月	ステーション	指定袋	委託
有害ごみ		2 回/月	ステーション	指定袋	委託
粗大ごみ		随 時	個別収集	申込み制	委託

2) 持込みごみについて

北松北部クリーンセンターではつぎに示す条件にて、持込みごみの受け入れを行っています。

表 2-1-9 持込みごみについて [平戸・生月・田平地区]

受 入 先	北松北部クリーンセンター（北松北部環境組合）
受 付 時 間	平日（土日、祝日を除く）の午前 9 時から午後 4 時 （正午から午後 1 時を除く）
搬入できるもの	・一般家庭ごみで市指定ごみ袋の対象ごみ ・粗大ごみ家具、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を除く）など
搬入できないもの	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、プロパンガスボンベ、高圧ガスボンベ、消火器、塗料、石油類、廃油、火薬類、農薬、薬品類、劇薬、毒物、P C B、アスベスト製品、繊維強化プラスチック（F R P）の水槽・船舶、ピアノ、オートバイ、産業廃棄物〔建築廃材（新・増改築に伴う廃材、塗料缶、残土、がれき類）、自動車部品（タイヤ、バッテリーを含む）、農機具類、自動販売機、冷凍ショーケース類など〕

表 2-1-10 持込みごみについて [大島地区]

受 入 先	大島村クリーンセンター
受 付 時 間	平日（土日、祝日を除く）の午前 9 時から午後 4 時 （正午から午後 1 時を除く）
搬入できるもの	・一般家庭ごみで市指定ごみ袋の対象ごみ ・粗大ごみ家具、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を除く）など
搬入できないもの	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、プロパンガスボンベ、高圧ガスボンベ、消火器、塗料、石油類、廃油、火薬類、農薬、薬品類、劇薬、毒物、P C B、アスベスト製品、繊維強化プラスチック（F R P）の水槽・船舶、ピアノ、オートバイ、産業廃棄物〔建築廃材（新・増改築に伴う廃材、塗料缶、残土、がれき類）、自動車部品（タイヤ、バッテリーを含む）、農機具類、自動販売機、冷凍ショーケース類など〕

1-5. 中間処理

中間処理は、北松北部環境組合で管理運営する、北松北部クリーンセンターでごみの中間処理を行っています。なお、大島地区では、島内に設置された大島村クリーンセンター（本市の管理運営）で中間処理を行っています。



【凡 例】

- ① 北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）〔北松北部環境組合〕
北松北部クリーンセンター（リサイクル施設）〔北松北部環境組合〕
- ② 大島村クリーンセンター（ごみ処理施設）〔平戸市〕

図 2-1-7 中間処理施設の位置

表 2-1-11 中間処理施設の概要 (1)

	北松北部クリーンセンター (ごみ処理施設)	北松北部クリーンセンター (リサイクル施設)
管 理 運 営	北松北部環境組合	北松北部環境組合
所 在 地	長崎県平戸市田平町下寺免 1318 番地	長崎県平戸市田平町下寺免 1318 番地
稼働開始年月	平成 16 年 4 月	平成 16 年 4 月
処 理 対 象 物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等	不燃ごみ、資源ごみ、不燃性粗大ごみ等
処 理 方 式	全連続式ガス化溶融炉	破碎、選別、圧縮
処 理 能 力	70 t / 日 (35 t / 24h × 2 炉)	17 t / 日

表 2-1-12 中間処理施設の概要 (2)

	大島村クリーンセンター (ごみ処理施設)
管 理 運 営	平戸市
所 在 地	長崎県平戸市大島村前平 3608 番地
稼働開始年月	平成 9 年 4 月
処 理 対 象 物	可燃ごみ等
処 理 方 式	機械化バッチ燃焼方式
処 理 能 力	5 t / 日 (5 t / 8h × 1 炉)

1-6. 最終処分

最終処分は、本市で管理運営する最終処分場で埋立処分を行っています。なお、大島地区では、島内に設置された最終処分場で埋立処分を行っています。



【凡 例】

- ① 平戸市総合衛生センター不燃物埋立処分場〔平戸市〕
- ② 田平町ごみ処理最終処分施設〔平戸市〕
- ③ 生月町最終処分場（管理型）〔平戸市〕
- ④ 志保良最終処分場（安定型）〔平戸市〕
- ⑤ 高崎埋立場〔平戸市〕
- ⑥ 大島村遮断型最終処分場〔平戸市〕

図 2-1-8 最終処分場の位置

表 2-1-13 最終処分場の概要 (1)

	平戸市総合衛生センター 不燃物埋立処分場	田平町ごみ処理 最終処分施設	生月町最終処分場 (管理型)
管 理 運 営	平戸市	平戸市	平戸市
所 在 地	長崎県平戸市大石脇石町 368 番地イ	長崎県平戸市田平町大久 保免 674 番地	長崎県平戸市生月町里免 5468 番地
供用開始年	平成 3 年	平成 5 年	平成 17 年
処理対象物	不燃性残さ、溶融飛灰固 化物等	不燃性残さ、溶融飛灰固 化物等	不燃性残さ、溶融飛灰固 化物等
埋 立 場 所	山 間	平 地	山 間
埋 立 面 積	3,300m ²	3,800m ²	4,300m ²
埋 立 容 量	10,400m ³	11,000m ³	25,000m ³
構 造 等	水処理：有、しゃ水工：有	水処理：有、しゃ水工：有	水処理：有、しゃ水工：有

表 2-1-14 最終処分場の概要 (2)

	志保良最終処分場 (安定型)	高崎埋立場	大島村 遮断型最終処分場
管 理 運 営	平戸市	平戸市	平戸市
所 在 地	長崎県平戸市生月町里免 5476、5477 番地	長崎県平戸市大島村前平 3384 番地	長崎県平戸市大島村前平 3633 番地 1
供用開始年	平成 9 年	昭和 50 年	平成 10 年
処理対象物	不燃物 (安定品目のみ)	不燃物 (安定品目のみ)	不燃性残さ、焼却残さ等
埋 立 場 所	山 間	山 間	平 地
埋 立 面 積	4,345m ²	40,000m ²	288m ²
埋 立 容 量	21,150m ³	300,000m ³	1,139m ³
構 造 等	水処理：無、しゃ水工：無	水処理：無、しゃ水工：無	水処理：無、しゃ水工：有

1-7. ごみ排出量と再生利用量

平成 26 年度における「総排出量」は、集団回収量を含め 9,851 t であり、再生利用される「総資源化量」は 2,173 t、リサイクル率(=[直接資源化量+処理後再生利用量+集団回収量]÷[排出量+集団回収量])は 22.1%となっています。

中間処理による減量化量は 7,276 t であり、集団回収量を除いた排出量の約 8 割が減量化されています。また、集団回収量を除いた排出量の 4.5%にあたる 403 t が埋め立て等の最終処分となっています。

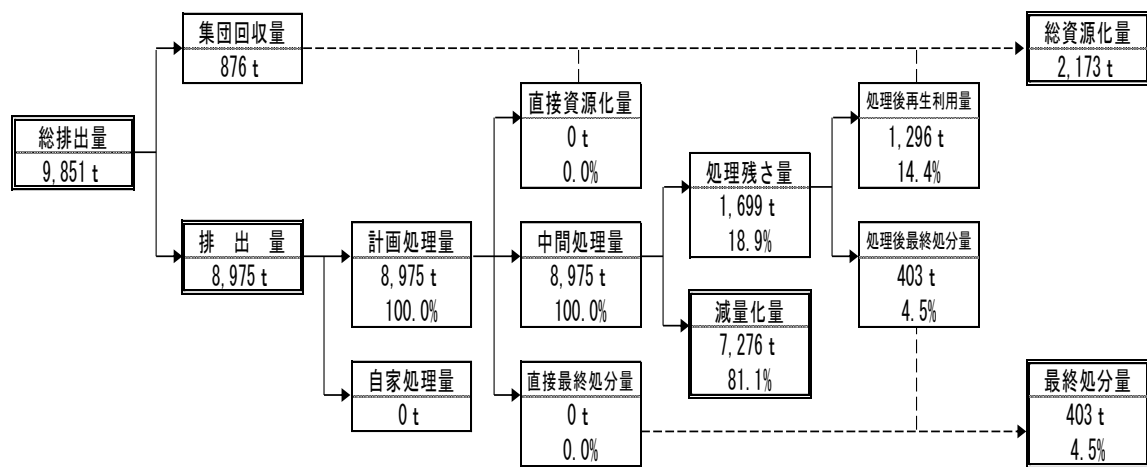


図 2-1-9 処理状況フロー（平成 26 年度実績）

表 2-1-15 処理状況の推移

指 標		単 位	実績値				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
人口	処理人口	人	36,395	35,762	35,214	34,555	33,921
集団回収量		t	898.0	991.6	931.4	915.8	876.2
排出量	事業系 総排出量	t	1,610.7	1,569.2	1,620.1	1,661.9	1,653.6
	家庭系 総排出量	t	7,285.6	7,476.8	7,416.0	7,453.6	7,321.3
	合 計 事業系家庭系排出量合計 (A)	t	8,896.3	9,046.0	9,036.1	9,115.5	8,974.9
	自家処理量	t	0	0	0	0	0
	計画処理量	t	8,896.3	9,046.0	9,036.1	9,115.5	8,974.9
処理・処分	直接資源化量	t	0	0	0	0	0
	直接最終処分量	t	0	0	0	0	0
	中間処理量	t	8,896.3	9,046.0	9,036.1	9,115.5	8,974.9
	うち、組合処理分	t	8,491.5	8,655.5	8,681.0	8,747.0	8,648.0
	うち、大島地区処理分	t	404.8	390.5	355.1	368.5	326.9
	減量化量	t	7,442.9	7,628.9	7,287.2	7,404.0	7,275.8
	処理残さ量	t	1,453.4	1,417.1	1,748.9	1,711.5	1,699.1
	処理後再生利用量	t	1,152.3	1,108.9	1,355.6	1,354.3	1,296.3
	組合処理分	t	1,130.0	1,087.0	1,336.0	1,335.0	1,281.0
	(中間処理量に対する率)	—	13.3%	12.6%	15.4%	15.3%	14.8%
	大島地区処理分	t	22.3	21.9	19.6	19.3	15.3
	(中間処理量に対する率)	—	5.5%	5.6%	5.5%	5.2%	4.7%
	処理後最終処分量	t	301.1	308.2	393.3	357.2	402.8
	組合処理分	t	240.0	254.0	341.0	298.0	344.0
	(中間処理量に対する率)	—	2.8%	2.9%	3.9%	3.4%	4.0%
	大島地区処理分	t	61.1	54.2	52.3	59.2	58.8
	(中間処理量に対する率)	—	15.1%	13.9%	14.7%	16.1%	18.0%
再生利用量	直接資源化量	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	総資源化量	t	2,050.3	2,100.5	2,287.0	2,270.1	2,172.5
	(A)に対する割合	%	23.0%	23.2%	25.3%	24.9%	24.2%
	リサイクル率	%	20.9%	20.9%	22.9%	22.6%	22.1%
減量化量	中間処理による減量化量	t	7,442.9	7,628.9	7,287.2	7,404.0	7,275.8
	(A)に対する割合	%	83.7%	84.3%	80.6%	81.2%	81.1%
最終処分量	最終処分量	t	301.1	308.2	393.3	357.2	402.8
	(A)に対する割合	%	3.4%	3.4%	4.4%	3.9%	4.5%

1-8. ごみ処理の評価

長崎県は、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して「長崎県廃棄物処理計画」を平成23年3月に策定し、平成27年度を計画目標とする数値目標を掲げています。県の目標値と本市の現状について評価した内容をつぎに示します。

表 2-1-16 ごみ処理の評価①(県の実績と目標との比較)

		実 績			目 標
		平成 20 年度	平成 22 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
排出量 (集団回収を含む)	長 崎 県	517,000 t (965g/人・日)	494,000 t※ (945g/人・日)	—	434,000 t (850g/人・日)
	平 戸 市	—	9,794 t (737g/人・日)	9,851 t (796g/人・日)	—
【 評 価 】 ごみの排出量（集団回収を含む）は、平成 22 年度に対して平成 26 年度は増加しています。1 人 1 日あたりの排出量は、平成 22 年度に対して平成 26 年度は増加していますが、県の目標値を下回るものとなっています。					

※) 長崎県廃棄物処理計画に示される予測値

表 2-1-17 ごみ処理の評価②(県の実績と目標との比較)

		実 績			目 標
		平成 20 年度	平成 22 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
リサイクル率	長 崎 県	16%	16%※	—	25%
	平 戸 市	—	20.9%	22.1%	—
最終処分率	長 崎 県	10%	11%	—	10%
	平 戸 市	—	3.4%	4.5%	—
【 評 価 】 リサイクル率については、実績では県平均を上回るものとなっていますが、県の目標とするリサイクル率 25%の達成はできていない状況にあります。 最終処分率については、実績では県平均を下回るものとなっており、既に県の目標とする最終処分率 10%を達成しています。					

※) 長崎県廃棄物処理計画に示される予測値

1-9. ごみ処理の課題

● ごみ排出抑制及び再生利用等の推進

環境への負荷の軽減と循環型社会形成を推進するため、住民、事業者、行政が一体となって、家庭や事業所にごみとなるものを減らし、過剰包装や使い捨て商品を断るごみの発生抑制や廃棄物を出さないライフスタイルへの転換を図り、4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）（Refuse・Reduce・Reuse・Recycle）を推進していく必要があります。

● 分別排出の徹底

リサイクルの推進を図るため、分別排出の徹底を図るとともに、飲料用のかんやびん類、ペットボトルの洗浄を行い、回収する資源物の高品質化を図っていく必要があります。

● ごみ処理施設の集約化

大島地区では、島内にあるごみ処理施設で中間処理を行っています。

今後、ごみ処理に係わるダイオキシン類の排出削減対策や最終処分量の削減を推進するために検討されているごみ処理の広域化計画に基づき、大島地区で発生するごみを北松北部環境組合が管理運営する北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）に集約し、中間処理を行う体制整備に取り組んでいく必要があります。

● ごみ処理施設の長寿命化対策

北松北部環境組合が管理運営する北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）は、施設を竣工して10年以上が経過しています。このため、施設の老朽化した機器設備の更新等を行う基幹的設備改良を実施し、施設の長寿命化に取り組んでいく必要があります。

● 焼却残さの再生利用

北松北部環境組合が管理運営する北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）では、ごみ処理に伴い発生する溶融スラグを建設資材として再生利用しています。

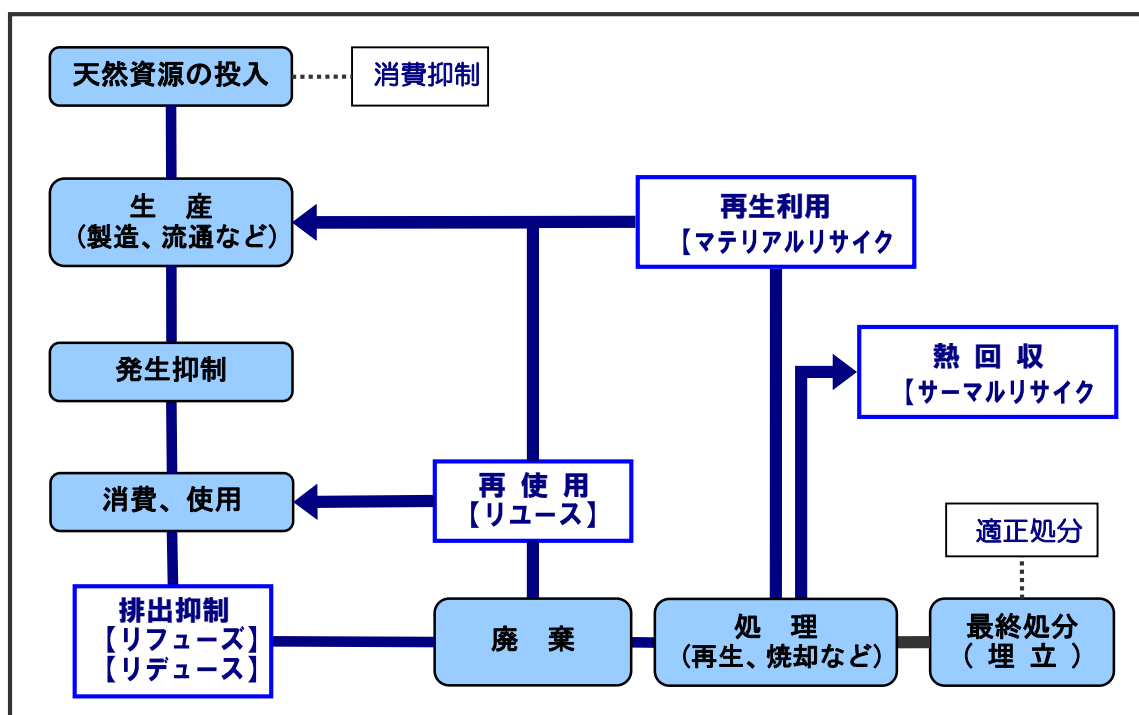
今後、新たな最終処分場の確保が困難な状況において、溶融飛灰の再生利用に関する検討を含めて、最終処分場の延命化や最終処分量の削減について引き続き取り組んでいく必要があります。

第2節 ごみ処理基本計画

2-1. 計画の基本方針

1) 目標とする廃棄物処理の考え方

住民、事業者、行政の各主体が互いに連携・協働しながら各々の役割を分担していくことを基本として、循環型社会を構築するため廃棄物処理の優先順位となる、①発生抑制及び排出抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分を実践し、4 R (Refuse・Reduce・Reuse・Recycle)^{リデュース リユース リサイクル}の推進を図っていきます。



参考）環境省資料（循環型社会への新たな挑戦）

【4 R運動の推進】

- Refuse（リフューズ）** : 家庭などにごみとなるものを持ち込まないよう「断る」
Reduce（リデュース） : ものを大切にし、ごみとして出すものを「減らす」
Reuse（リユース） : そのままの形で「再利用する」
Recycle（リサイクル） : 廃棄物となったものを一度処理し、原材料として新しいものに作りかえて「再生利用する」

- マテリアルリサイクル ----- 資源となるごみを新しい製品の材料や原料として、再生利用すること。
- サーマルリサイクル ----- ごみ処理の際に発生する熱エネルギーを回収し、利用すること。

2) 基本方針

基本方針1 : 住民・事業者・行政が連携、協働した4R運動の推進

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の各種リサイクルに関する法律に準じた再生利用の推進はもとより、地域における4R運動を基盤とする取り組みを住民・事業者・行政の三者が連携、協働して実践することにより、ごみの排出抑制及び再生利用の推進を図っていきます。

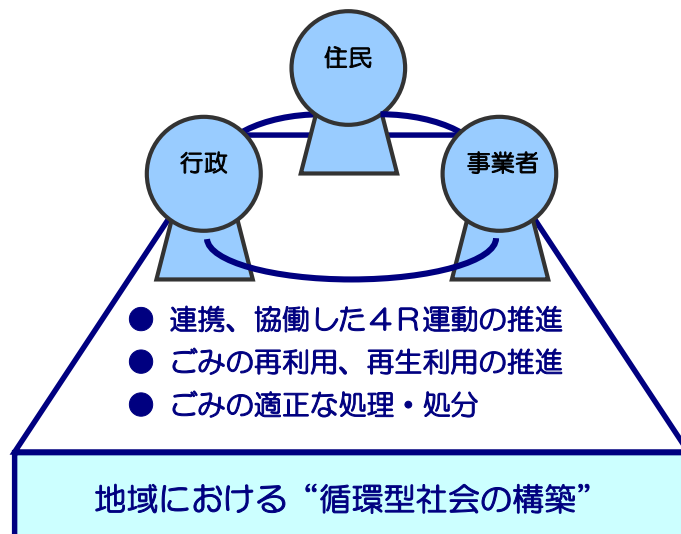
基本方針2 : ごみの再利用、再生利用の推進

第一に家庭などにごみとなるものを持ち込まないよう、ごみの排出抑制（リフューズ、リデュース）を図り、つぎにごみの中から使えるものを再使用（リユース）することを実践していくとともに、ごみとなって排出されるものを効率的に再生利用（リサイクル）していくため、集団回収や家庭及び事業所で行える取組み、分別の徹底を推進していきます。

基本方針3 : ごみの適正な処理・処分

ごみの適正な処理、処分を図り、地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていきます。また、本地域における廃棄物の適正な処理、処分が行える環境を整え、中長期における安定かつ安心できるごみ処理体制を確立するため、ごみ処理施設の維持管理に努めていきます。

また、不燃ごみ、資源ごみ等に関する再生利用の推進に積極的に取り組んでいくとともに、最終処分量の削減を推進していきます。



2-2. 計画の目標

1) 排出抑制に関する目標

排出抑制に関する目標をつぎのとおり設定します。

(排出抑制の目標)

計画目標年次(平成 42 年度)

現状(平成 26 年度)に対して 16%以上の削減

ごみの排出量は、人口が減少傾向にあるにもかかわらず、減少していない状況にあります。

ごみの排出抑制を図り、中間目標とする平成 32 年度において現状（平成 26 年度）に対して 7%以上の削減（計画値 8,299 t/年（家庭系ごみ：6,650 t/年、事業系ごみ 1,649 t/年））、平成 37 年度において現状（平成 26 年度）に対して 12%以上の削減（計画値 7,848 t/年（家庭系ごみ：6,202 t/年、事業系ごみ 1,646 t/年））とし、計画目標年次の平成 42 年度において現状（平成 26 年度）に対して 16%以上の削減（計画値 7,494 t/年（家庭系ごみ：5,850 t/年、事業系ごみ 1,644 t/年））とすることを排出抑制の目標とします。

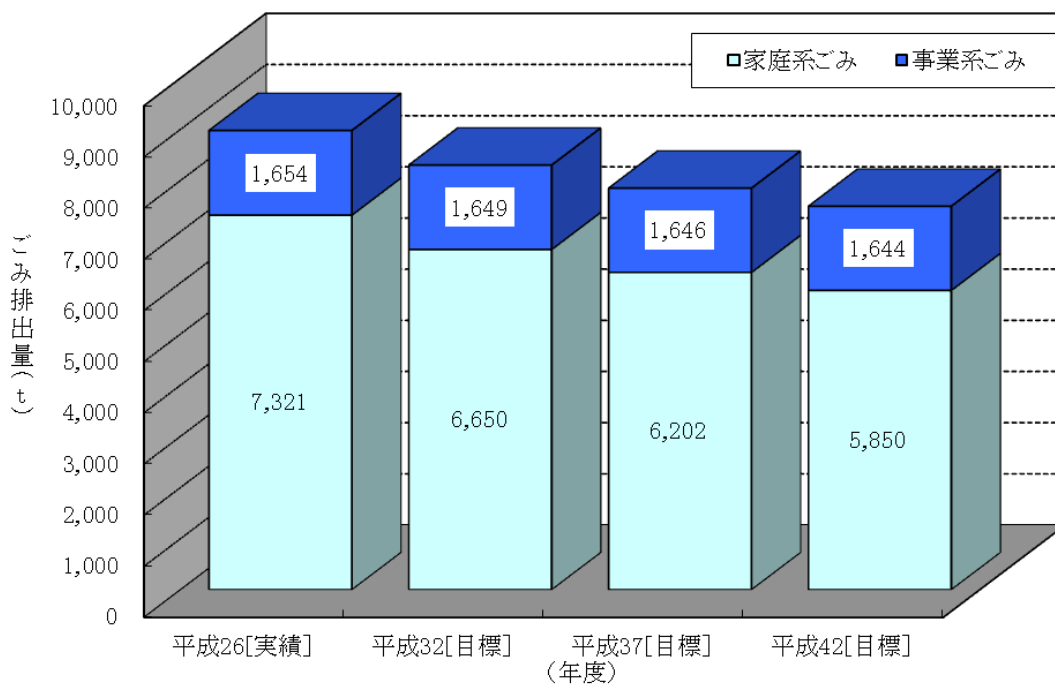


図 2-2-1 ごみ排出量の計画値

2) 再生利用に関する目標

再生利用に関する目標をつぎのとおり設定します。

(再生利用の目標)

計画目標年次(平成42年度) リサイクル率 24%

※) リサイクル率＝〔総資源化量(集団回収量を含む)〕÷〔ごみ総排出量(集団回収量を含む)〕

リサイクル率は20%以上を維持し、県平均のリサイクル率16%※を上回る状況にあります。大島地区を含めた中間処理の集約化を図るとともに、分別収集による資源回収、中間処理による資源物の回収を図り、再生利用の推進に努めていきます。

※) 参考：一般廃棄物実態調査(平成25年度) 環境省

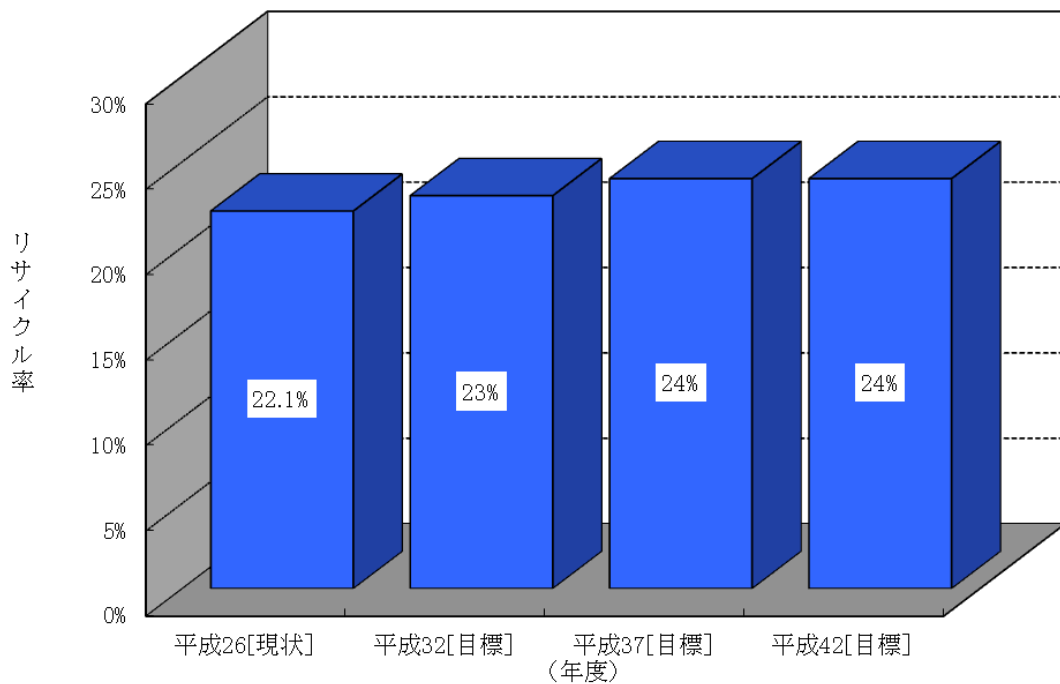


図 2-2-2 リサイクル率に関する目標値

3) 最終処分に関する目標

最終処分に関する目標をつぎのとおり設定します。

(最終処分の目標)

計画目標年次(平成42年度) **最終処分率 4%**

※) 最終処分率 = [最終処分量] ÷ [ごみ総排出量(集団回収量を含まない)]

最終処分率は5%未満を維持し、県が目標とする最終処分率10%未満を上回る状況にあります。大島地区を含めた中間処理の集約化を図るとともに、中間処理による最終処分となるごみの減量化、焼却残さ等の再利用を図り、更なる最終処分量の削減の推進に努めていきます。

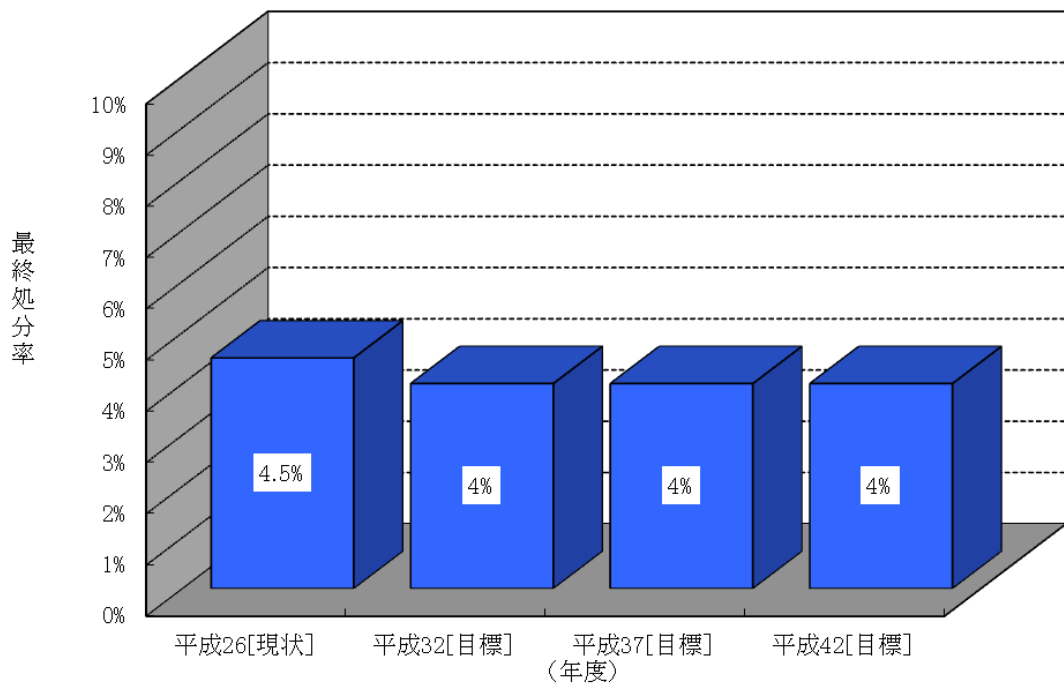


図 2-2-3 最終処分率に関する目標値

2-3. 目標を達成するための役割

本計画の目標を達成するため、住民・事業者・行政の適切な役割分担にてそれぞれが積極的な取り組みを図り、住民・事業者・行政が連携して4R運動を推進していきます。

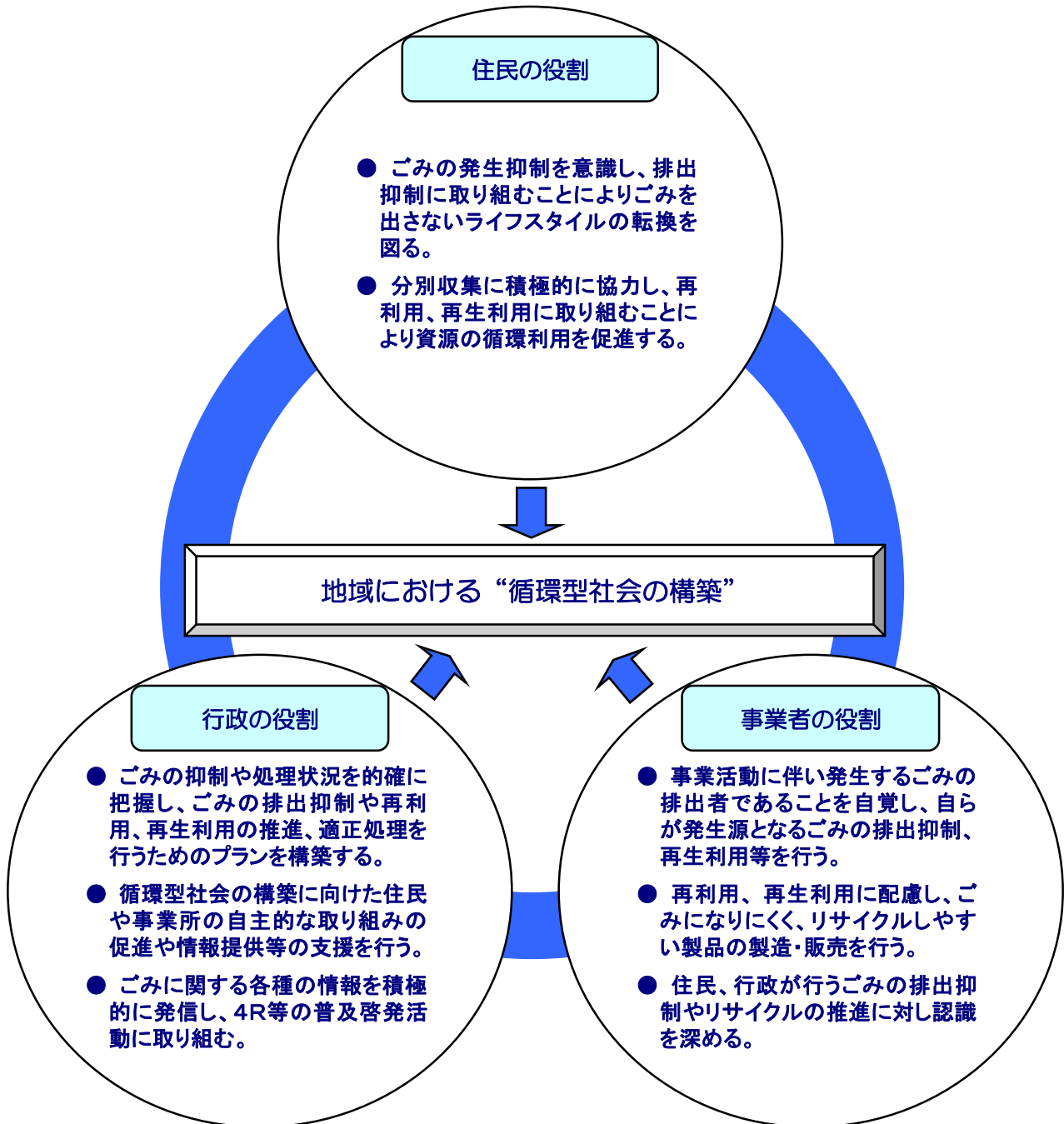


図 2-2-4 住民・事業者・行政の役割と連携(イメージ図)

2-4. 目標達成のための施策

1) 住民の意識向上を図るための取り組み

● 有料化の継続

現在、事業系ごみ及びごみ処理施設へ直接搬入される家庭系ごみについては、従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収しています。収集運搬している家庭系ごみについては、指定袋等を媒体とした均一従量制により課金し、小売店前納方式により、処理料金を徴収しています。

ごみ処理費用の公平負担化や経済的動機付けにより、排出者のごみ問題に対する関心を深め、ごみ減量化に取り組むため、今後もごみ処理費用の有料化を継続し、必要に応じて料金の見直しを行っていきます。

なお、各種のリサイクルに関する法律に基づき、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目）等は、購入店や購入メーカーへの引き渡すように指導していきます。

● 環境教育、啓発活動の充実

住民、事業者に対してごみの減量化、再利用及び再資源化、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的となるよう関係団体と協力して啓発活動に取り組んでいきます。

また、広報紙やホームページ等を利用して啓発を行い、住民のごみ減量化に関する意識の向上を図っていきます。さらに、環境教育の一環として児童の施設見学等、教育啓発活動に積極的に取り組んでいきます。

● マイバッグ運動・レジ袋対策

地域レベルでの過剰包装の抑制方策を検討するとともに、消費者、販売業者に対する啓発を積極的に行っていきます。また、レジ袋等の使用削減を図るためマイバッグ持参の徹底等の啓発を行っていきます。

● 集団回収への助成金の継続

自治会等で実施されている資源物の回収（集団回収）を積極的に支援するため、既に実施している集団回収への助成金の交付を引き続き実施し、取り組み団体への支援を継続していきます。

2) 事業者の意識向上を図るための取り組み

● ごみを出さない事業活動への転換指導

事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならないことを原則として、一般廃棄物の多量排出事業者に対して、必要に応じてごみの排出抑制の強化を指導していきます。また、改善が見られない場合はごみの排出抑制に関する計画の策定と積極的な取り組みを指導していきます。

● ごみの発生・排出抑制等の運動への協力

住民活動や行政の行うごみの発生、排出抑制やリサイクルの推進にともに取り組み、事業者が協働して活動を図っていくように取り組んでいきます。

小売店舗におけるマイバッグの推進によるレジ袋削減や過剰包装の抑制、店頭での資源物回収、リターナブル容器の推進などをはじめ、各事業所における独自の取り組みへも可能な支援を行っていきます。

● 事業系一般廃棄物の処理に対する費用負担

事業所から排出されるごみは、自己搬入によるごみ処理施設への持ち込みか、本市が許可した収集運搬業者を通じてのみ、ごみ処理施設への搬入を許可します。なお、ごみ排出者はその排出量に応じてごみ処理費用を負担してもらうため、持ち込まれたごみの重量に応じた処理手数料を徴収します。

3) 行政としての取り組み

● 住民及び事業者への啓発、指導と支援

住民及び事業者に対してごみの排出抑制や再利用、再生利用に関する活動を啓発、指導していくとともに、活動の推進に有効な支援と情報の提供を行っていきます。

また、既に実施している集団回収の助成事業を引き続き実施していくとともに、今後も有効な支援を検討していきます。

● 環境学習の充実

一般住民や小学生を対象にごみに関する副読本、ビデオ、施設見学等を通じて、ごみの排出抑制や再利用、再生利用に関する教育活動に対して積極的に取り組んでいきます。

● 廃棄物処理に対する費用負担の適正化

廃棄物処理に対する費用負担について、不公平の無いように料金の設定を必要に応じて見直しを行い、費用負担の適正化に努めます。

● 各種リサイクル法令への取り組み

容器包装リサイクル法に基づく分別収集と再生利用の推進を図っていくとともに、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目）等は、購入店や購入メーカーへの引き渡し及びその求めに応じたリサイクル料金の負担を排出者に負担いただくように指導していきます。

● ごみ処理施設での適正処理、再資源化の推進

ごみ処理施設におけるごみの適正処理に努めるとともに、資源物回収等の再資源化の推進を図っていきます。

● 庁用品、公共関与事業における再生品等の使用の推進

事務用品、コピー用品、トイレットペーパー等の庁用品に関しては、再生品等を使用するとともに、公共事業等においても再生品等の使用推進に努めます。

2-5. ごみの分別区分

ごみの分別区分をつぎに示すように定めます。

現在実施している分別区分に変更はありませんが、大島地区で発生するごみを北松北部環境組合が管理運営する北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）に集約して中間処理を行っていく際には、平戸・生月・田平地区に統一した分別区分の見直しを図っていきます。

表 2-2-1 ごみの分別区分

ごみの分別区分	ごみの種類と品目	
もえるごみ	紙類	紙おむつ、生理用品、ティッシュ、雑誌、包装、紙、化粧箱、チラシなど
	木くず類	板され、枯木、草花など
	布類	古着、雑巾、カーペット（袋に入るもの）、バスマット、シートカバーなど
	プラスチック・ビニール類	おもちゃ、バケツ、クロスなど
	革製品類	革靴、バックなど
	その他	CDまたはDVD、リサイクルできないペットボトル
その他不燃ごみ	鉄くず、鋳物、ブリキ	おもちゃ、フライパン、ホッチキス、ねじなどの部品、ドリンク剤のふた、菓子缶、缶詰、サラダオイルの缶、お茶缶、ミルク缶、一斗缶、バケツ、花瓶など、厚さ3ミリ以下の金属類・割れていない焼き物など
	ステンレス・アルミ	なべ、やかん、たまじゃくし、スプーン、アルミホイルなど
	その他	カサ、ハンガー（針金）、とうろう、小型家電（家電4品目とパソコンを除く）、コップ類、板ガラス、ガラス製品（びんを除く）など
資源ごみ	飲料用のかん	ジュース類、スポーツドリンク、ビール類、酎ハイなど
	びん類	ビール・ワイン類、ウイスキー・ジン類、酒・焼酎類のびん、梅酒びん、ジュースびん、コーヒーびん、栄養ドリンクびん、漬物用びん（1.8ℓ以下のもの）、調味料びん（みりん、醤油、酢など）、海苔びん、蜂蜜びん、ジャムびんなど
	ペットボトル	炭酸飲料、果汁飲料、ウーロン茶などのお茶類、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、日本酒、焼酎、ウイスキー、みりん、しょう油などのリサイクルマークがついたペットボトルなど
粗大ごみ	タンス、じゅうたん、ふとん、机、イス、自転車、ベッド、ソファなど	
生ごみ	野菜くず・果物くず、肉類・肉加工品、魚（頭・骨・内臓）、卵の殻、ご飯の残り・パン・餅、麺類、揚げ物、菓子類、漬物、ぬか床、酒粕など	
危険物	一升瓶・陶器類	割れたガラス・びん、割れた食器など
	刃物	包丁、カミソリ、はさみ、カッターなど
	スプレー缶類	スプレー缶、卓上ガスボンベ（カセットコンロ用）など
	その他	乾電池、電球、蛍光灯、グローランプ、ドライバー、体温計など

2-6. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬に関する実施主体

一般廃棄物の収集・運搬については、本市が行政区域における一般廃棄物の収集・運搬及びその事務を実施します。

なお、ごみ処理施設へ直接持ち込むことができる者は、原則として本市の住民、または許可された一般廃棄物収集業者（許可業者）及び市内の事業所とします。

2) 計画収集区域の範囲

本市の行政区域とします。

3) 計画収集量

計画ごみ排出量に伴う計画収集量をつぎに示します。

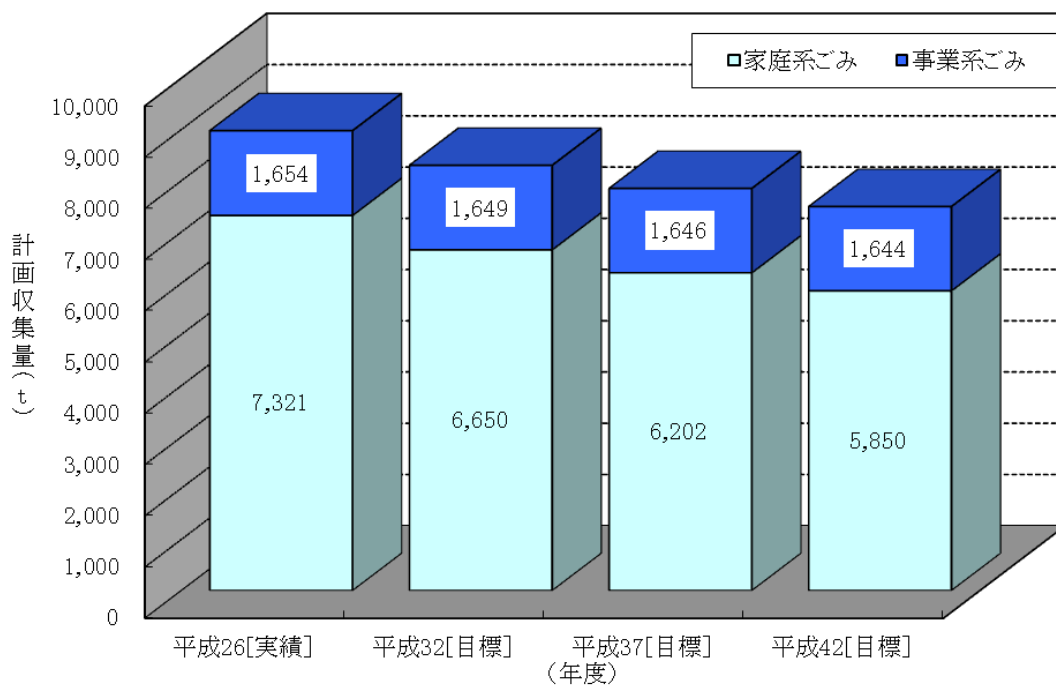


図 2-2-5 計画収集量

4) 収集方法

(1) 収集ごみ

収集・運搬方法については、下記のとおり実施します。

現在実施している収集方法に変更はありませんが、必要に応じて見直しを行います。

表 2-2-2 収集方法 [平戸・生月・田平地区]

		収集頻度	排出場所	排出方法	収集形態
もえるごみ		2～3 回/週	ステーション	指定袋	委託
資源ごみ	飲料用のかん専用	1 回/週、 または 1 回/2 週	ステーション	指定袋	委託
	びん類	1 回/週、 または 1～2 回/月	ステーション	指定袋	委託
	ペットボトル専用	1 回/週、 または 2 回/月	ステーション	指定袋	委託
危険物		1 回/週、 または 1～2 回/月	ステーション	指定袋	委託
その他不燃ごみ		1 回/週、 または 2 回/月	ステーション	指定袋	委託
粗大ごみ		随時(一部地区は 1 回/ 週、または 1 回/月)	個別収集(一部地区 は、ステーション)	申込み制、 シール	許可(一部地 区は、委託)
生ごみ		2～3 回/週	ステーション	指定袋	委託

表 2-2-3 収集方法 [大島地区]

		収集頻度	排出場所	排出方法	収集形態
もえるごみ		2 回/週	ステーション	指定袋	委託
資源ごみ		2 回/月	ステーション	指定袋	委託
その他不燃ごみ		2 回/月	ステーション	指定袋	委託
有害ごみ		2 回/月	ステーション	指定袋	委託
粗大ごみ		随 時	個別収集	申込み制	委託

(2) 持込みごみ

ごみ処理施設へ直接持ち込むことができるごみは、原則として住民が家庭から排出されたごみ、または許可された一般廃棄物収集業者（許可業者）が持ち込むごみ、及び事業所から持ち込まれる一般廃棄物とします。なお、ごみ処理施設における持込みごみの取り扱いについては引き続き、つぎに示すとおり実施していきます。

表 2-2-4 持込みごみについて〔平戸・生月・田平地区〕

受 入 先	北松北部クリーンセンター（北松北部環境組合）
受 付 時 間	平日（土日、祝日を除く）の午前 9 時から午後 4 時 （正午から午後 1 時を除く）
搬入できるもの	・一般家庭ごみで市指定ごみ袋の対象ごみ ・粗大ごみ家具、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を除く）など
搬入できないもの	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、プロパンガスボンベ、高圧ガスボンベ、消火器、塗料、石油類、廃油、火薬類、農薬、薬品類、劇薬、毒物、PCB、アスベスト製品、繊維強化プラスチック（FRP）の水槽・船舶、ピアノ、オートバイ、産業廃棄物〔建築廃材（新・増改築に伴う廃材、塗料缶、残土、がれき類）、自動車部品（タイヤ、バッテリーを含む）、農機具類、自動販売機、冷凍ショーケース類など〕

表 2-2-5 持込みごみについて〔大島地区〕

受 入 先	大島村クリーンセンター
受 付 時 間	平日（土日、祝日を除く）の午前 9 時から午後 4 時 （正午から午後 1 時を除く）
搬入できるもの	・一般家庭ごみで市指定ごみ袋の対象ごみ ・粗大ごみ家具、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を除く）など
搬入できないもの	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、プロパンガスボンベ、高圧ガスボンベ、消火器、塗料、石油類、廃油、火薬類、農薬、薬品類、劇薬、毒物、PCB、アスベスト製品、繊維強化プラスチック（FRP）の水槽・船舶、ピアノ、オートバイ、産業廃棄物〔建築廃材（新・増改築に伴う廃材、塗料缶、残土、がれき類）、自動車部品（タイヤ、バッテリーを含む）、農機具類、自動販売機、冷凍ショーケース類など〕

5) 収集・運搬に関する計画

● ごみ収集の効率化と分別区分の見直し

大島地区で発生するごみを北松北部環境組合が管理運営する北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）に集約し、中間処理を行っていく際には、大島地区における分別区分の見直しを必要に応じて検討します。また、分別区分の見直しによる混乱を極力避けるため、住民及び事業者への説明や広報等での連絡など、円滑な分別区分の変更に努めます。

● 分別排出と排出マナーの徹底

ごみの分別排出と排出マナーの徹底は、ごみの適正処理や資源物の回収率に影響を及ぼします。リサイクルをさらに推進していくためにも、引き続き分別排出と排出マナーの徹底について、住民及び事業者への啓発の強化に努めていきます。

また、資源物は分別して排出されても、異物が混入したり付着していることで資源物としての品質や価値が低下します。再生利用を推進するため、住民意識の向上を図り、容器類の洗浄排出や材質の異なる容器の分別排出の徹底を強化し、資源物の高品質化を図っていきます。

● 収集・運搬業務における衛生・安全管理の維持

ごみの収集・運搬時における衛生・安全管理を図るため、収集及び運搬中におけるごみの落下や汚水の散乱対策、作業時における事故、ケガ、火災の発生等がないように、収集作業員や委託・許可業者の指導に努めていきます。

また、委託業者については市の定めに基づいて業者の決定を行うとともに、主に事業系一般廃棄物の収集・運搬を行う許可業者については、安全対策などを含めて、適正な収集・運搬業務を継続的かつ安定的に実施することに重点を置き、現状において問題がない場合には、これを継続して維持していきます。ただし、問題のある場合には必要に応じて新たな許可申請を審査のうえ、適正な収集・運搬を行う許可業者の選定を行っていきます。

● 在宅医療廃棄物について

在宅医療廃棄物には感染性廃棄物が混入している場合もあるため、ごみの収集に従事する作業員への危険も危惧されることから、住民に対して徹底した医療廃棄物の分別排出、収集困難な医療廃棄物の適正処理についての指導、啓発の強化に努めていきます。

2-7. 中間処理計画

1) 中間処理に関する実施主体

一般廃棄物の中間処理については、現行どおり北松北部環境組合において、施設の管理、運営及びその事務を実施します。

なお、大島地区で発生するごみを北松北部環境組合が管理運営する北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）に集約し、中間処理を行っていくまでは、大島地区は大島クリーンセンターで中間処理を実施します。

2) 計画処理区域の範囲

本市の行政区域とします。

3) 計画処理量

計画ごみ排出量に伴う計画処理量をつぎに示します。

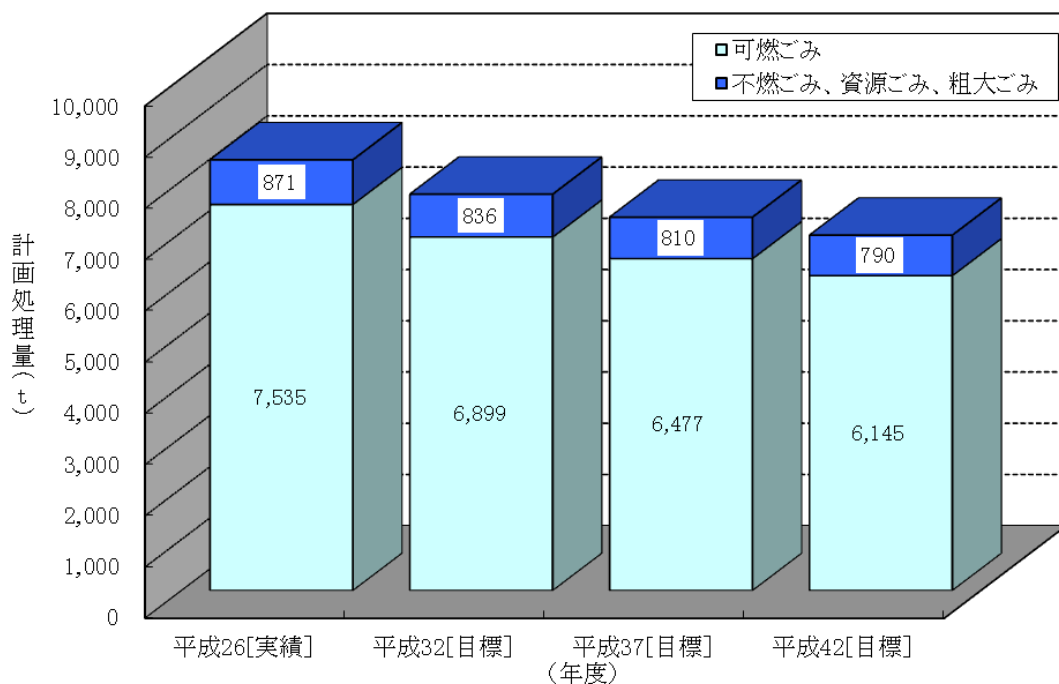


図 2-2-6 計画処理量

4) 中間処理の方法

大島地区では、現在は島内にある大島クリーンセンターで中間処理を行っています。

今後、ごみ処理に係わるダイオキシン類の排出削減対策や最終処分量の削減を推進するためにごみ処理の広域化計画に基づき、平成31年度を目標に大島地区で発生する可燃ごみを北松北部環境組合が管理運営する北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）に集約し、中間処理を行っていくよう取り組んでいきます。

【現有施設（～平成30年度）】

平戸・生月・田平地区

北松北部クリーンセンター	
事業主体	北松北部環境組合
処理方式	全連続式ガス化溶融炉
処理能力	70 t/日 (35 t/24h×2 炉)

大島地区

大島村クリーンセンター	
事業主体	平戸市
処理方式	機械化バッチ式燃焼方式
処理能力	5 t/日 (5 t/8h×1 炉)

【施設の集約化(平成31年度～)】

平戸市全域

北松北部クリーンセンター	
事業主体	北松北部環境組合
処理方式	全連続式ガス化溶融炉
処理能力	70 t/日 (35 t/24h×2 炉)

図 2-2-7 中間処理の方法

5) 中間処理に関する計画

● ごみ処理施設における基幹的設備改良の実施

北松北部環境組合が管理運営する北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）は、施設を竣工して10年以上が経過しています。このため、施設の老朽化した機器設備の更新等を行う基幹的設備改良を実施し、ごみ処理施設の長寿命化に取り組んでいきます。

● 不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみにおける中間処理の集約化について

不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみについては、より一層の適正処理や資源物回収等の効率化を図るため、北松北部クリーンセンター（リサイクル施設）における中間処理の集約化に向けて協議を行っていきます。

● サーマルリサイクルの推進

北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）では、ごみ処理に伴い生じる余熱を利用して発電を行っています。ごみ処理によって生じる熱エネルギーは廃熱ボイラで回収し、蒸気タービンにて発電を行っています。発電によって得られた電力は、同センター内で消費し、施設の維持管理費の削減に寄与しており、今後もサーマルリサイクルの推進に努めていきます。

● ごみ処理施設における適正な管理運営

北松北部環境組合にて運営管理する北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設、リサイクル施設）については、組合及び構成市と相互に協力・連携を図りながら、施設の管理運営に努めていきます。また、本市が運営管理している、大島村クリーンセンターの廃止後における具体的な措置が決定するまでは、引き続き適正な維持管理に努めていくとともに、公害防止及び生活環境の保全に十分な配慮を持って、適正な運営管理に取り組んでいきます。

2-8. 最終処分計画

1) 最終処分に関する実施主体

一般廃棄物の最終処分については、現行どおり、本市において最終処分場の管理運営及びその事務を実施します。

2) 計画処分区域の範囲

本市の行政区域とします。

3) 計画処分量

計画ごみ排出量に伴う計画処分量をつぎに示します。

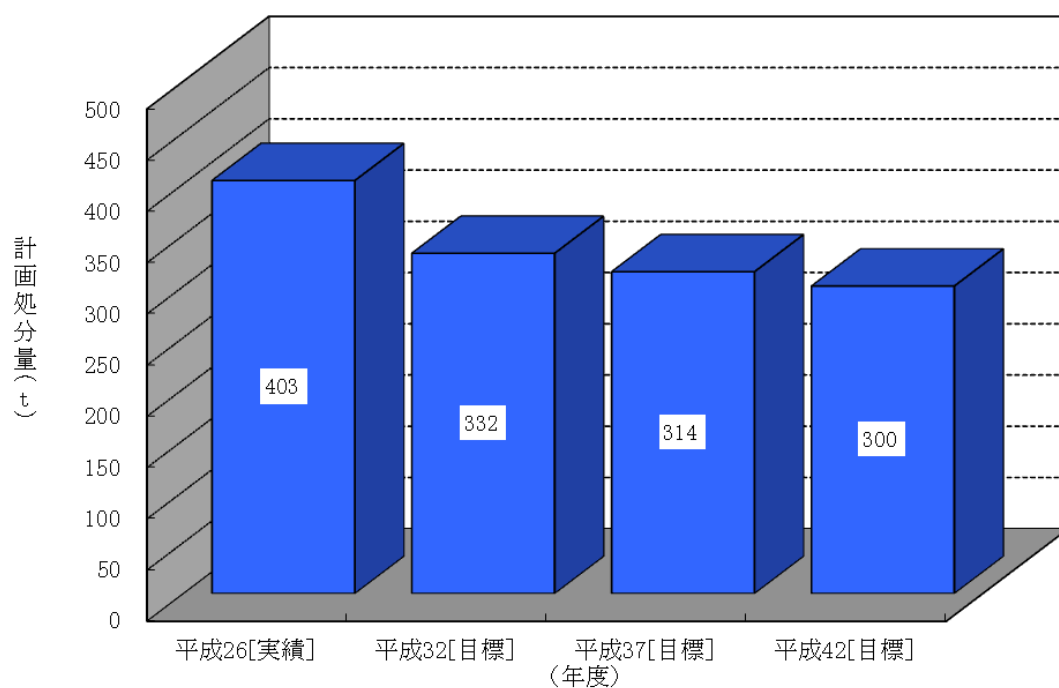


図 2-2-8 計画処分量

4) 最終処分の方法

中間処理等によって生じた廃棄物は最終処分場において、埋立処分を行っていきます。

5) 最終処分に関する計画

● 最終処分場の延命化

現在、不燃ごみ及び資源ごみは、北松北部クリーンセンター（リサイクル施設）にて破碎・選別・圧縮処理などを行うことによって、資源物の回収に努めるとともに、最終処分量の減量・減容化を図っています。さらに、北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）から生じる処理残さ等のうち、熔融スラグについては、道路舗装用材やインターロッキングなどに有効利用し、熔融飛灰については、再生利用を検討し、最終処分量の削減及びリサイクル率の向上につながるよう引き続き、組合及び構成市と相互に協力・連携を図りながら最終処分場の延命化を図ってまいります。

また、最終処分場を旧市町村ごとに有しておりますが、施設によっては残余容量が逼迫した状況にあることから、容量に余裕のある施設を最大限に有効活用し、安定した最終処分場の確保に努めてまいります。

● 最終処分場における適正な管理運営

最終処分場については、法令において定められた維持管理基準に則り、維持管理を行っていくとともに、浸出水の処理水質や地下水質などの定期的な調査を行い、周辺に及ぼす影響の有無を監視していきます。

2-9. その他ごみ処理に関して必要な事項

● 廃棄物の不法投棄への対応

排出者責任を問われる廃棄物の処理において、これらを放棄して人通りの少ない道路沿いや空き地、崖などで廃棄物が不法投棄されています。これらの行為は生活環境や環境美化を損なうものであるとともに、動植物等の生態系への影響や衛生上の観点からも決して許されるものではありません。今後も引き続き、不法投棄対策として関係機関と連携しパトロールなどを強化していきます。

● 在宅医療廃棄物の取り扱いについて

在宅医療廃棄物[※]については、収集・運搬業務やごみ処理に携わる作業員の安全確保のため、感染のおそれがない紙おむつ等を対象として回収しています。また、注射針などの鋭利なものは、処方した病院や薬局などへの返却を指導しています。

在宅医療廃棄物の受入れにあたっては、排出者における分別排出の徹底と収集・運搬やごみ処理に携わる作業員の安全確保、生活環境の保全上支障が生じないような適正な処理が図られなければなりません。

このため、在宅医療廃棄物の種類や感染の可能性に関する正確な情報と認識を持つことが必要であり、在宅医療患者の利便性等を考慮して行政、医療関係機関等が密接な連携を図り、今後も適正な収集・運搬や処理方法を確立できるように検討を行っていきます。

※) 在宅医療廃棄物：在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物

● 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害廃棄物については、仮置き場の設定、処理方法等を具体化するため、関係機関での協議を進めるとともに、災害時における周辺自治体との円滑な連携が図れるよう体制を整えていきます。

(災害時における仮置き場の設定について)

仮置き場については、災害時において被災地域に近い一次仮置き場及び災害廃棄物の選別及び処分するための保管が可能な二次仮置き場の設定を行っていきます。

- ① 被災地域に近い場所一時的な一次仮置き場 → 各地域での一次仮置き場の場所
- ② 被災地域の仮置き場からの二次仮置き場 → 選別及び処分するための保管可能な場所

<仮置き場について>

被災地区	一次仮置き場	二次仮置き場
各地区単位で被災地を区分する。	各地区単位で公共の空き地、公園などを指定する。	災害廃棄物の選別作業等や保管を行える、比較的広い敷地で長期間の使用が可能な場所で数箇所指定する。

(災害廃棄物の処理方法について)

災害時における、家庭系ごみ（粗大ごみを含む）の収集・運搬、処理・処分の方法に関して具体的な方法を定めていきます。

<災害廃棄物の処理方法について定める事項>

- ① 収集運搬の仮置き場、中間処理及び最終処分等の処理手順
- ② 仮置き場での破砕・分別を行う体制の確保
- ③ 収集処理過程における、粉じん・消臭等の環境対策
- ④ 収集運搬車両の確保とルート計画
- ⑤ 排出ルールの計画（住民への排出方法、排出場所の周知）

<災害廃棄物処理方法について>

二次仮置き場 (受入・保管・積み出対策)	二次仮置き場 (分別排出)	処理・処分施設
・重機等による作業ができる広さの確保 ・交通の便利性 ・二次公害防止対策(粉じん対策、飛散防止対策、悪臭及び害虫発生防止対策) ・汚水防止対策(浸透防止シート敷設、仮舗装、排水溝、排水処理設備等)	木材(家屋解体廃材)	民間業者(リサイクル)
	コンクリート塊	民間業者(リサイクル)
	金属くず(自転車、物置)	売却(リサイクル)
	倒木類	民間業者(リサイクル)
	特定家電品(4品目)	家電リサイクル
	パソコン	パソコンリサイクル
	可燃物(衣類・布団など)	焼却(一般廃棄物処理)
	不燃物(瓦、陶器、ガラス)	埋立(一般廃棄物処理)
	粗大ごみ(タンス、家具、畳)	焼却(一般廃棄物処理)
	危険物(ガスボンベ、消火器)	民間業者
	有害廃棄物(アスベスト)	埋立(最終処分場)
	土 砂	埋立

第 3 編 生活排水処理基本計画編

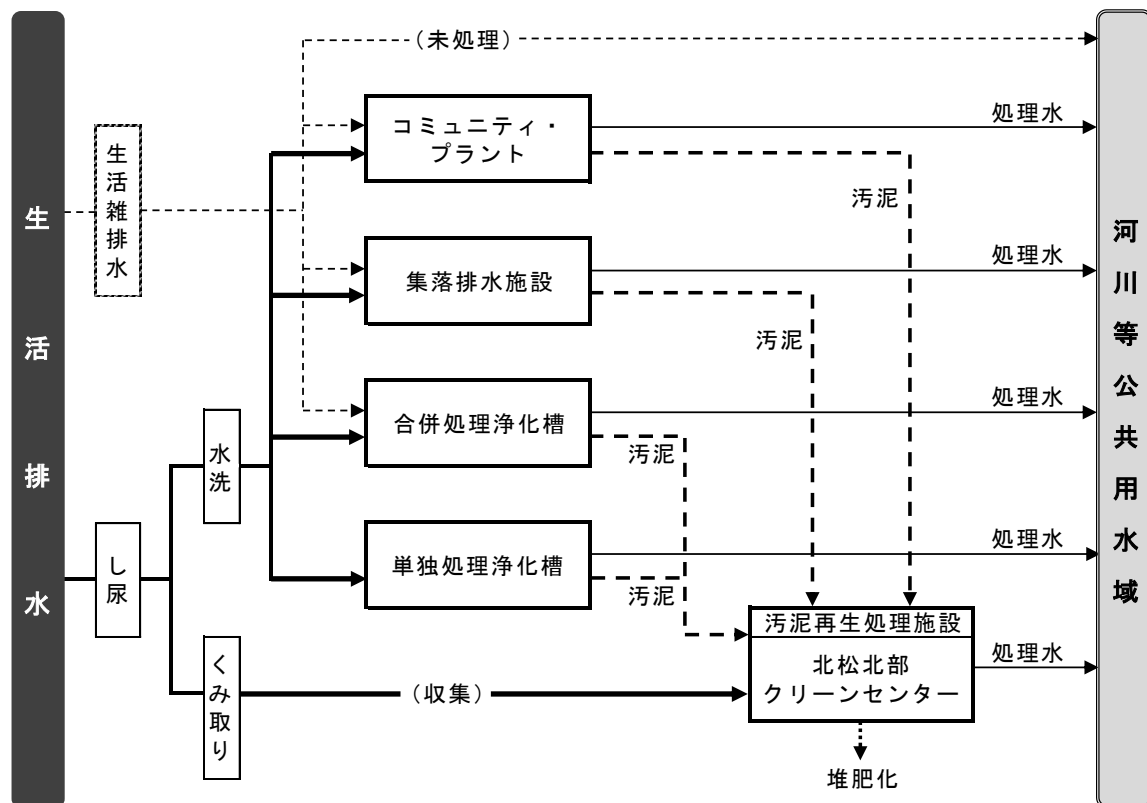
第1節 生活排水処理の現状

生活排水は、人が日常生活を行う過程で発生させる汚水であり、大きく分けてし尿または水洗便所排水と台所排水、洗濯排水、浴室排水等の生活雑排水から構成されます。生活排水の処理は、一般的に、公共下水道、農業・漁業・林業集落排水施設（以下、「集落排水施設」という。）、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽などで行われるほか、水洗便所排水のみを処理対象とする単独処理浄化槽※、し尿と浄化槽等から排出される汚泥を処理する汚泥再生処理施設や、し尿処理施設で行われています。

※ 単独処理浄化槽は、法律が改正（平成13年4月1日施行）され、新設が原則的に禁止されています。

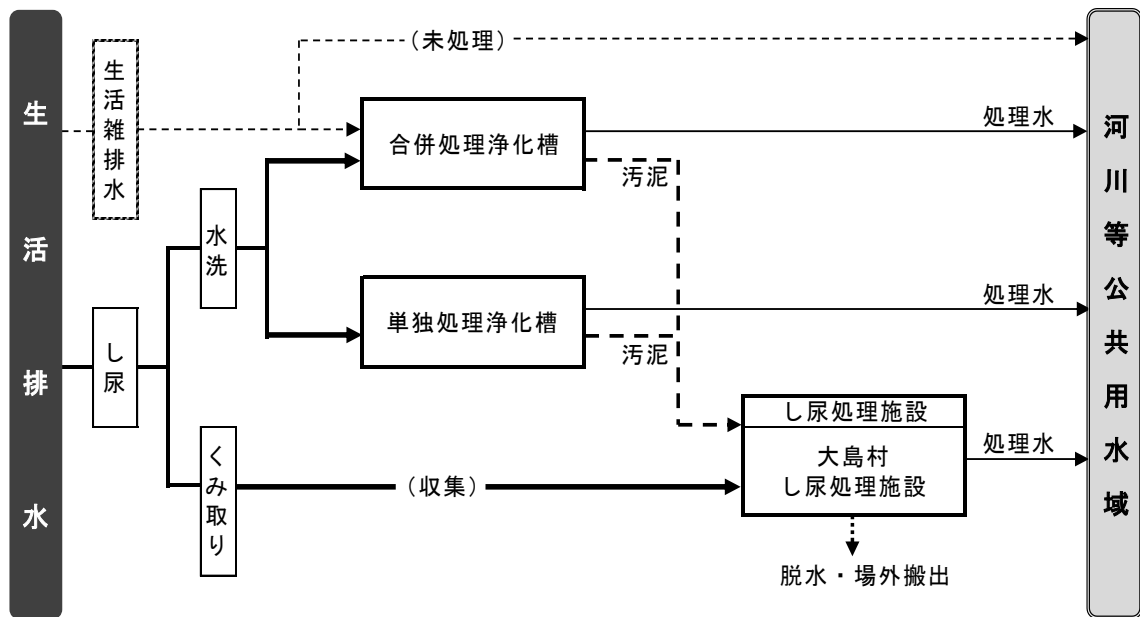
1-1. 生活排水の処理体系

生活排水の処理体系は、生活排水の処理方法により、平戸・生月・田平地区及び大島地区に分かれており、それぞれの地区の処理体系はつぎに示すとおりです。



※生活雑排水とは、日常生活を送る過程で発生する台所、洗濯、浴室等からの排水をいう。

図 3-1-1 生活排水の処理体系 [平戸・生月・田平地区]



※生活雑排水とは、日常生活を送る過程で発生する台所、洗濯、浴室等からの排水をいう。

図 3-1-2 生活排水の処理体系 [大島地区]

1-2. 生活排水の処理形態別人口

生活排水の処理形態別人口の推移をみると、水洗便所排水と生活雑排水を合わせて適正に処理している人口（水洗化・生活雑排水処理人口）は、合併処理浄化槽の普及に伴って年々増加し、生活雑排水が未処理となっている人口（単独処理浄化槽人口、非水洗化人口）は減少しています。

その結果、生活排水処理率（計画処理区域内人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合）は年々向上しており、平成26年度には26.6%となっています。

表 3-1-1 生活排水処理形態別人口の推移

(単位:人)

区 分	年 度				
	平成 22	23	24	25	26
1. 計画処理区域内人口	36,395	35,762	35,214	34,555	33,921
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	8,117	8,464	8,585	8,867	9,021
(1) コミュニティ・プラント人口	211	206	207	228	229
(2) 合併処理浄化槽人口	7,699	8,052	8,188	8,455	8,615
(3) 公共下水道人口	0	0	0	0	0
(4) 集落排水施設人口	207	206	190	184	177
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	1,913	1,913	1,913	1,913	1,853
4. 非水洗化人口	26,365	25,385	24,716	23,775	23,047
(1) し尿収集人口	26,365	25,385	24,716	23,775	23,047
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	22.3	23.7	24.4	25.7	26.6

※生活排水処理率(%)：水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口×100

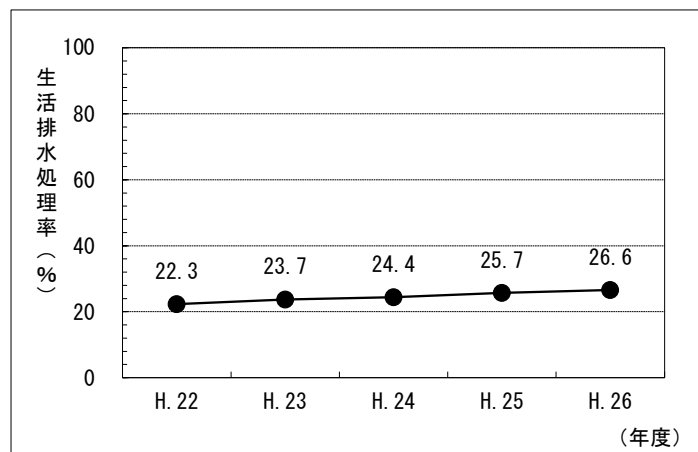


図 3-1-3 生活排水処理率の推移

1-3. 公共下水道及び集合処理施設等の状況

集落排水施設等の概要はつぎに示すとおりです。

表 3-1-2 コミュニティ・プラントの概要

処理区名	馬の元地区（田平地区）
施設所管	平戸市
稼動開始年度	平成 7 年 4 月
計画人口	1,030 人
処理対象	生活排水
処理能力	380 m ³ /日
処理方式	長時間曝気方式

表 3-1-3 集落排水施設の概要

処理区名	御崎地区（生月地区）
施設所管	平戸市
稼動開始年月	平成 14 年 6 月
計画人口	390 人
処理能力	106 m ³ /日
処理方式	連続流入間欠曝気方式

1-4. し尿・浄化槽汚泥処理の現状

1) し尿・浄化槽汚泥の収集実績

し尿及び単独処理浄化槽汚泥は減少傾向である一方で、合併処理浄化槽汚泥は増加傾向で推移しており、全体的には増加傾向を示しています。

表 3-1-4 し尿・浄化槽汚泥の収集実績 [平戸・生月・田平地区]

区 分 \ 年 度		平成				
		22	23	24	25	26
し尿	年間 kl/年	21,507.33	21,989.41	21,781.55	21,559.83	21,299.35
	(1日平均 kl/日)	(58.9)	(60.1)	(59.7)	(59.1)	(58.4)
合併処理 浄化槽汚泥	年間 kl/年	9,034.37	9,259.42	10,338.60	11,363.00	12,640.34
	(1日平均 kl/日)	(24.8)	(25.3)	(28.3)	(31.1)	(34.5)
単独処理 浄化槽汚泥	年間 kl/年	1,762.78	1,808.96	1,838.40	1,682.22	1,225.78
	(1日平均 kl/日)	(4.8)	(4.9)	(5.0)	(4.6)	(3.4)
合 計	年間 kl/年	32,304.48	33,057.79	33,958.55	34,605.05	35,165.47
	(1日平均 kl/日)	(88.5)	(90.3)	(93.0)	(94.8)	(96.3)

※ 集落排水施設等の汚泥は、合併処理浄化槽の中に含まれている。

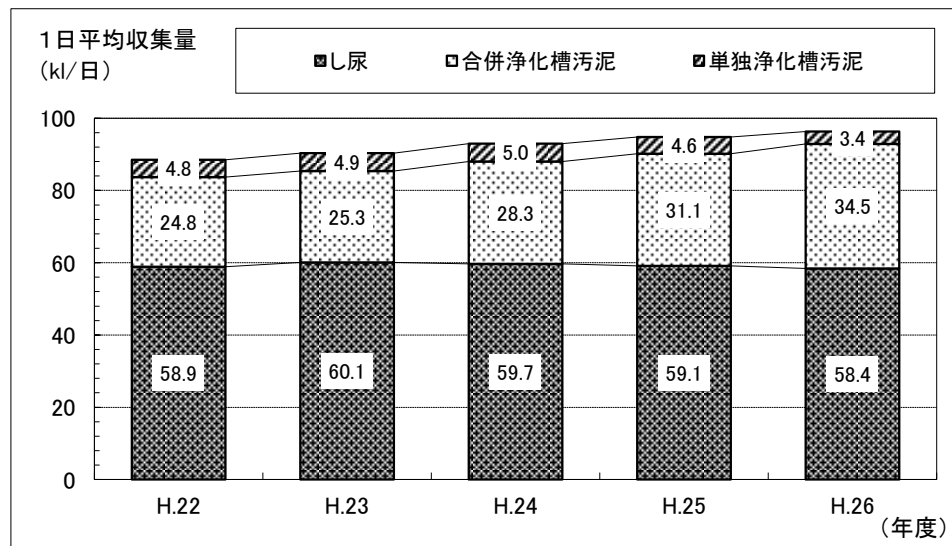


図 3-1-4 し尿・浄化槽汚泥の収集実績 [平戸・生月・田平地区]

表 3-1-5 し尿・浄化槽汚泥の収集実績 [大島地区]

区 分		年 度	平成				
			22	23	24	25	26
し尿	年間	kl/年	1,320.745	1,334.465	1,298.994	1,290.448	1,236.607
	(1日平均)	kl/日	(3.6)	(3.6)	(3.6)	(3.5)	(3.4)
浄化槽汚泥	年間	kl/年	281.040	247.200	301.200	252.800	240.400
	(1日平均)	kl/日	(0.8)	(0.7)	(0.8)	(0.7)	(0.6)
合計	年間	kl/年	1,601.785	1,581.665	1,600.194	1,543.248	1,477.007
	(1日平均)	kl/日	(4.4)	(4.3)	(4.4)	(4.2)	(4.0)

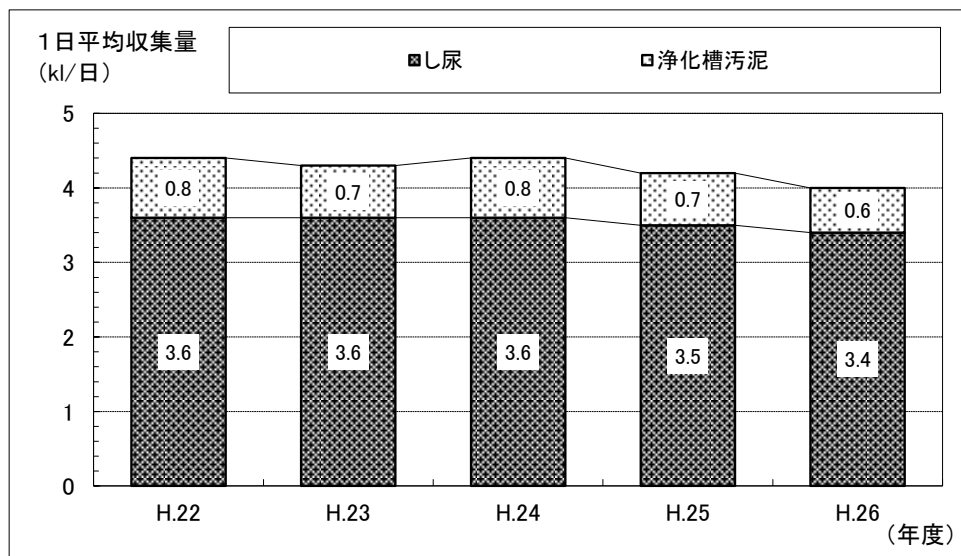


図 3-1-5 し尿・浄化槽汚泥の収集実績 [大島地区]

2) し尿及び浄化槽汚泥に関する処理施設の概要

し尿及び浄化槽汚泥等は、平戸・生月・田平地区については北松北部環境組合の北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）へ、大島地区については大島村し尿処理施設に搬入しています。なお、集合処理施設等の汚泥については、北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）へ搬入しています。

表 3-1-6 し尿処理施設等の概要

施設の名称	北松北部クリーンセンター
施設所管	北松北部環境組合
所在地	長崎県平戸市田平町下寺免 1318 番地
稼動開始	平成 17 年 4 月
処理能力	し尿、浄化槽汚泥：148 k1/日、生ごみ：5 t/日
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理、堆肥化处理
放 流 先	海域
最終処分	堆肥化

施設の名称	大島村し尿処理施設
施設所管	平戸市
所在地	長崎県平戸市大島村前平 3633 番地 1
稼動開始	昭和 62 年 4 月
処理能力	し尿、浄化槽汚泥：5 k1/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式
放 流 先	海域
最終処分	脱水後場外搬出

3) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、以下に示すとおりです。

表 3-1-7 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制

項 目		内 容
収集・運搬体制	し尿	許可・委託
	浄化槽汚泥	許可・委託
業 者 数	し尿	9 社
	浄化槽汚泥	6 社

第2節 生活排水処理基本計画

2-1. 生活排水処理計画

1) 生活排水処理の基本方針

生活排水処理の基本方針を、つぎのように定めることとします。

生活排水処理の基本方針

1) 生活排水処理施設整備の推進

コミュニティ・プラント及び集落排水施設の維持管理に努めると共に、合併浄化槽設置に係る補助事業を継続・強化することにより、生活排水処理率の向上を図り、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に取り組みます。

2) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽を設置している家庭・事業所等に対しては、生活排水処理を促進するため、合併処理浄化槽への転換を働きかけていきます。

3) 水環境の保全に対する意識の高揚

日常生活や生産活動における水環境への負荷を低減するため、水環境の保全に関する教育や広報・啓発活動に努めていきます。

2) 生活排水処理計画

(1) 生活排水の処理形態別人口の将来予測

各生活排水処理施設整備事業計画や過去の人口動態に基づき、生活排水の処理形態別人口の将来予測を行うと、つぎのとおりとなります。

今後もコミュニティ・プラント、集落排水施設、合併処理浄化槽の整備が進むことにより、水洗化・生活雑排水処理人口は、総人口に対して、中間目標年次の平成 32 年度で 35.5% (10,929 人/30,789 人)、平成 37 年度で 41.2% (11,840 人/28,718 人)、計画目標年次の平成 42 年度で 47.1% (12,771 人/27,096 人) になると予想されます。

表 3-2-1 生活排水の処理形態別人口の将来予測

(単位:人)

区 分	年 度	平成 27	28	29	30	31	32	33	34
計画処理区域内人口		33,321	32,778	32,253	31,746	31,258	30,789	30,338	29,906
水洗化・生活雑排水処理人口		9,337	9,668	9,991	10,311	10,623	10,929	11,111	11,294
コミュニティ・プラント人口		230	233	234	237	238	240	240	240
合併処理浄化槽人口		8,931	9,261	9,584	9,902	10,214	10,519	10,701	10,884
公共下水道人口		0	0	0	0	0	0	0	0
集落排水施設人口		176	174	173	172	171	170	170	170
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		1,851	1,827	1,801	1,776	1,750	1,723	1,706	1,688
非水洗化人口		22,133	21,283	20,461	19,659	18,885	18,137	17,521	16,924
し尿収集人口		22,133	21,283	20,461	19,659	18,885	18,137	17,521	16,924
自家処理人口		0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	年 度	平成 35	36	37	38	39	40	41	42
計画処理区域内人口		29,492	29,096	28,718	28,358	28,016	27,691	27,385	27,096
水洗化・生活雑排水処理人口		11,475	11,658	11,840	12,024	12,208	12,394	12,582	12,771
コミュニティ・プラント人口		240	240	240	240	240	240	240	240
合併処理浄化槽人口		11,065	11,248	11,430	11,614	11,798	11,984	12,172	12,361
公共下水道人口		0	0	0	0	0	0	0	0
集落排水施設人口		170	170	170	170	170	170	170	170
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		1,671	1,652	1,633	1,613	1,593	1,572	1,551	1,528
非水洗化人口		16,346	15,786	15,245	14,721	14,215	13,725	13,252	12,797
し尿収集人口		16,346	15,786	15,245	14,721	14,215	13,725	13,252	12,797
自家処理人口		0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0

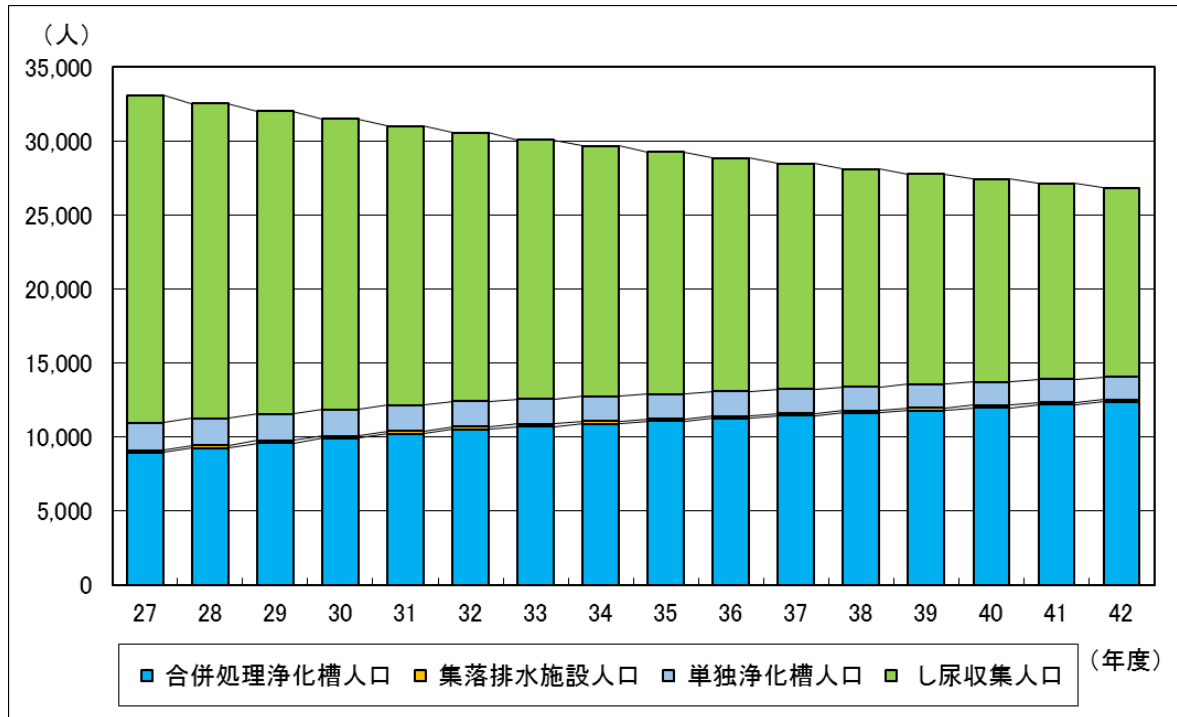


図 3-2-1 生活排水の処理形態別人口の将来予測

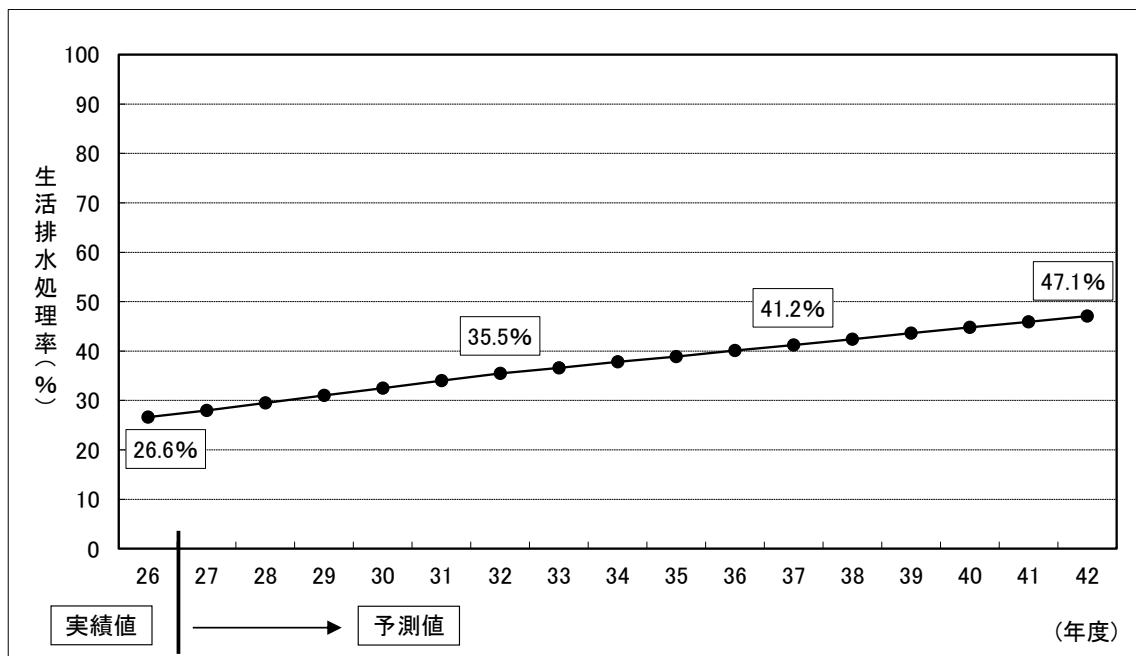


図 3-2-2 実績及び将来予測結果に基づく生活排水処理率の推移

(2) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、つぎのとおりとなります。

表 3-2-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
コミュニティ・プラント	し尿、生活雑排水	平戸市
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	平戸市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
汚泥再生処理施設	し尿、浄化槽汚泥	北松北部環境組合
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥 (大島地区に限る)	平戸市 (ただし、平成 31 年度以降は、北松 北部環境組合にて処理を行う)

(3) 生活排水処理の目標

生活排水処理形態別人口の予測結果をもとに、目標年次における生活排水処理の目標をつぎのとおりに定めることとします。

① 生活排水処理の目標

区 分 \ 年 度	現 在	中間目標年次		計画目標年次
	平成26年度	平成32年度	平成37年度	平成42年度
生活排水処理率	26.6 %	35.5 %	41.2 %	47.1 %

② 水洗化・生活雑排水処理人口

区 分 \ 年 度	現 在	中間目標年次		計画目標年次
	平成26年度	平成32年度	平成37年度	平成42年度
総人口	33,921 人	30,789 人	28,718 人	27,096 人
計画処理区域内人口	33,921 人	30,789 人	28,718 人	27,096 人
水洗化・生活雑排水処理人口	9,021 人	10,929 人	11,840 人	12,771 人

③ 生活排水の処理形態別人口

区 分 \ 年 度	現 在	中間目標年次		計画目標年次
	平成26年度	平成32年度	平成37年度	平成42年度
計画処理区域内人口	33,921 人	30,789 人	28,718 人	27,096 人
水洗化・生活雑排水処理人口	9,021 人	10,929 人	11,840 人	12,771 人
コミュニティ・プラント人口	229 人	240 人	240 人	240 人
合併処理浄化槽人口	8,615 人	10,519 人	11,430 人	12,361 人
公共下水道人口	0 人	0 人	0 人	0 人
集落排水施設人口	177 人	170 人	170 人	170 人
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	1,853 人	1,723 人	1,633 人	1,528 人
非水洗化人口	23,047 人	18,137 人	15,245 人	12,797 人
し尿収集人口	23,047 人	18,137 人	15,245 人	12,797 人
自家処理人口	0 人	0 人	0 人	0 人
計画処理区域外人口	0 人	0 人	0 人	0 人

2-2. し尿・汚泥処理計画

1) し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

予測される生活排水の処理形態別人口（し尿収集人口、浄化槽人口）に、実績に基づくし尿・浄化槽汚泥の1人1日あたりの平均排出量（排出原単位）を乗じることにより、将来のし尿・浄化槽汚泥量の予測を行うと、つぎのとおりとなります。

今後は、コミュニティ・プラント、集落排水施設、合併処理浄化槽による生活排水処理施設の整備の推進に伴い、し尿は減少し、浄化槽汚泥量については増加しますが、総量としては減少傾向で推移していくことが見込まれます。

表 3-2-3 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

区 分		年 度	実績値	予 測 値		
			平成26年度	平成32年度	平成37年度	平成42年度
日平均排出量	し尿	(kl/日)	61.8	47.6	40.1	33.6
	浄化槽汚泥	(kl/日)	38.5	43.7	46.9	50.1
	単独型	(kl/日)		4.0	3.8	3.6
	合併型	(kl/日)		39.7	43.1	46.5
	合計	(kl/日)	100.3	91.3	87.0	83.7
	うち、汚泥	(kl/日)	38.5	43.7	46.9	50.1

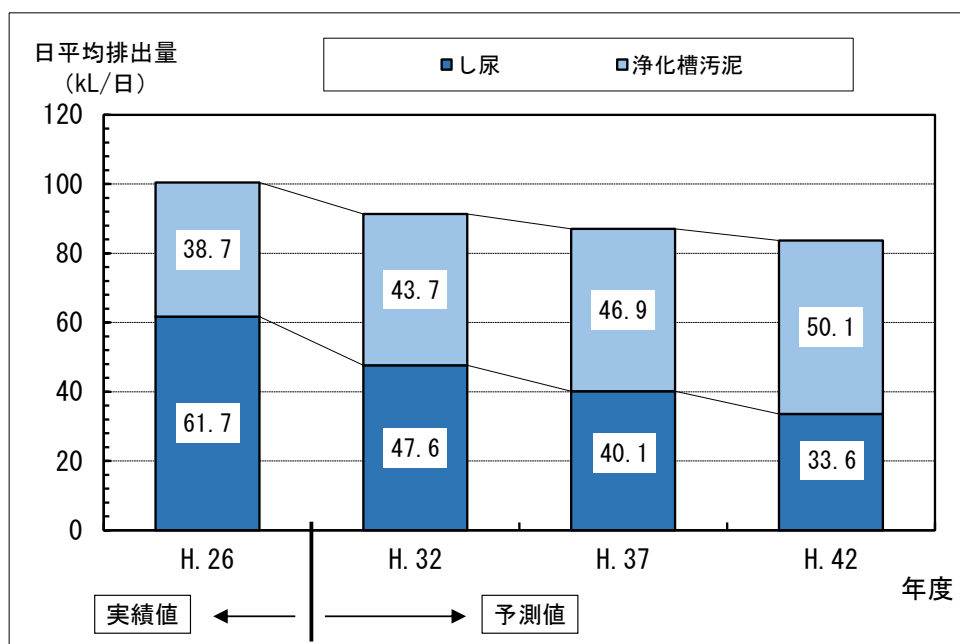


図 3-2-3 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

2) し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

生活排水処理の基本方針に定めたように、今後の生活排水処理は、し尿（水洗便所排水）と生活雑排水を合わせた合併型の処理システム（合併処理浄化槽）が主流となりますが、それを普及させ維持していくためには、浄化槽から排出される汚泥の処理を安定的かつ適正に行うことが重要となります。

このような状況を踏まえ、し尿及び浄化槽汚泥処理の基本方針をつぎのように定めることとします。

し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

- 1) し尿の処理対策としては、今後とも、合併処理浄化槽の整備を進めていきます。また、浄化槽の適正管理と機能維持のため、浄化槽使用者に対しては保守点検や適正な清掃の実施等についての普及啓発に努めます。
- 2) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、毎年定める一般廃棄物処理実施計画に基づいて行います。
- 3) 施設老朽化の進行や地域全体としてのし尿処理の効率化や経済性を考慮して、大島村し尿処理施設を廃止し、北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）に処理の集約化を図っていきます。また、北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）については、長寿命化による基幹改良整備を進めていきます。

3) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針に基づき、し尿・浄化槽汚泥の処理計画をつぎのように定めることとします。

(1) 処理主体

収集されるし尿・浄化槽汚泥は、現行どおり北松北部環境組合において施設の管理、運営及びその事務を実施します。

なお、大島地区で発生するし尿・浄化槽汚泥を北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）で集約して処理を行っていくまでは、大島村し尿処理施設の管理運営及びその事務は本市で実施します。

(2) 計画処理区域

本市における行政区域とします。

(3) 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の実施体制については、現行どおり、許可業者及び委託業者によるものとします。

今後の見込みでは、コミュニティ・プラント及び集落排水施設への接続により、し尿・浄化槽汚泥の処理人口及び処理量が減少傾向を示すことが予測されることから、し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬については、現行の許可業者及び委託業者で十分対応が可能であり、当面は現行の体制を維持していくことが適当であるといえます。

また、大島地区で発生するし尿・浄化槽汚泥を北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）で集約して処理を行っていく際には、浄化槽汚泥に関する搬入の平準化を行い、処理施設への負荷変動の軽減を図っていきます。

(4) 中間処理計画

① 処理対象物

本市で収集されるし尿、浄化槽汚泥とします。

② 処理対象量

し尿・浄化槽汚泥の将来の処理量については、つぎのように見込まれます。

(日平均処理量)

年 度		平成32年度	平成37年度	平成42年度
区 分				
し尿	(kl/日)	47.6	40.1	33.6
浄化槽汚泥	(kl/日)	43.7	46.9	50.1
合計	(kl/日)	91.3	87.0	83.7

(年間処理量)

年 度		平成32年度	平成37年度	平成42年度
区 分				
し尿	(kl/年)	17,374	14,636	12,264
浄化槽汚泥	(kl/年)	15,951	17,119	18,287
合計	(kl/年)	33,325	31,755	30,551

③ 中間処理計画

● 処理施設における適正な管理運営

北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）については、北松北部環境組合及び構成市と相互に協力・連携を図りながら、施設の管理運営に努めていきます。

また、大島村し尿処理施設については、施設の廃止後における具体的な措置が決定するまでは、本市によって引き続き適正な維持管理に努めていくとともに、公害防止及び生活環境の保全に十分な配慮を持って運営管理にあたっていくものとします。

● 処理施設の整備について

大島村し尿処理施設については、稼動開始から25年以上を経過し、施設全体にわたり老朽化が進行しています。また、処理施設の運営管理においても不経済な状況になっています。そのため、し尿浄化槽汚泥の処理については、北松北部環境組合が管理運営する北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）に集約し、長寿命化による基幹改良整備を進めていきます。

(5) 最終処分計画、再資源化計画

北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）では、し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する汚泥については、生ごみと一緒に堆肥化处理を行っており、今後も、汚泥の堆肥化による再資源化を推進し、循環型社会の形成を目指していきます。

(6) その他の計画

● 災害時のし尿処理に関して

地震や水害などの大規模災害時のし尿処理は、衛生環境を確保するため、北松北部環境組合が管理する北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）において実施するものとしますが、し尿等の適正処理が困難となった場合に備えて、周辺自治体との連携を検討していきます。

● 住民に対する広報・啓発活動に関して

生活排水を適正に処理し、水環境を回復・保全していくために、住民及び事業者に対し、つぎのような普及・啓発活動に努めます。

- ・浄化槽の設置に対する補助制度を広報誌や説明会などにより周知を行います。
- ・浄化槽保守点検・清掃や法定検査の受検など適正な維持管理に関する講習会等による啓発・指導を行います。
- ・広報誌への掲載やリーフレットの配布、その他各種メディアを活用し、汚濁負荷削減のための啓発・環境教育に努めます。